

第七回 国会
衆議院

大蔵委員會議録 第二十一号

昭和二十五年二月二十七日(月曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長代理理事 前尾繁三郎君
理事北澤 直吉君 理事小峯 柳多君
理事小山 長規君 理事島村 一郎君
理事川島 金次君 理事早稲田柳石工門君
理事河田 賢治君
奥村又十郎君 鹿野 彦吉君
甲木 保君 佐久間 徹君
塚田十一郎君 苦米地英俊君
中野 武雄君 西村 直巳君
三宅 則義君 田中織之進君
宮腰 喜助君 竹村奈良一君
中野 四郎君

出席閣務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵政務次官 永田三喜男君
大蔵事務官 (主税局長) 平田敏一郎君
大蔵事務官 (主税局長) 忠 佐市君
調査課長 高橋 衛君
国務庁長官 黒田 久太君
委員外の出席者 専門員 黒田 久太君
専門員 椎木 文也君

本日の會議に付した事件

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)
有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出第四八号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

第一類 第六号

大蔵委員會議録第二十一号 昭和二十五年二月二十七日

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

富裕税法案(内閣提出第五三号)

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

○前尾委員長代理 ただいまより會議を開きます。

酒税法の一部を改正する法律案外五件を一括議題といたしまして、前回に引続き質疑を続行いたします。河田賢治君。

○河田委員 政府にまず総括的にお尋ねしたいのでありますが、今度の税率におきましては、大体シャープ博士の勧告基礎控除二万四千円を二万五千円に、扶養家族従来千八百円が一万二千円ということになっておりますが、この基礎控除について政府は大体いかなる観点から、基礎控除というものを決定されておるか、この点をお伺いしたい。

○池田閣務大臣 基礎控除は従来一万五千円であつたのを、今回二万五千円に改めたのであります。基礎控除をきめる觀念として、生活費と見合いにするという考え方も従来一部にはあつたのであります。私はそういうことを考へて基礎控除をきめておるのであります。しこうしてシャープ博士の二万四千円ではやはり負担が少し減り、財政状況その他から勘案して、二万五千円にしても収入は確保できるという考へのもとに二万五千円にいたしました。

ました。私としては今後財政の状況によりまして、基礎控除はふやして行きたいという考へを持っております。

○河田委員 今度の税制改革によりまして、政府は特に負担の公平並びに合理化ということを言つておられますが、この負担の公平ということについて、問題がありますので、これをまず総括的に政府から御説明願いたい。

○池田閣務大臣 負担の公平は税制の要諦でありまして、そのとき／＼の經濟事情、國民所得の状況に照らしまして、できるだけ負担の公平をはかつて行かなければならぬと思つておるのでございます。負担の公平を実現いたしますためには、基礎控除あるいは税率あるいはまた所得控除／＼な点があるものであります。また扶養控除にいたしましても専従者の控除等は、今の情勢から見まして、負担公平上ぜひとも実現したいという考へで、専従者控除も認めておる次第なのであります。そのとき／＼の状況によりまして、税率、基礎控除あるいは所得控除等につきまして、公平をはかつておるのであります。今回の税制改正は、前の税制よりもよほど負担の均衡が保たれておると考へます。

○河田委員 勤労者の控除に匹敵するものを、申告所得者に対しても控除してもらいたいという要望が、農業団体あるいはまた中小商工業団体等、各業界からしば／＼あつたのであります。もちろんわれ／＼は勤労控除において

一五％というのを多いというのではありませんが、とにかく勤労控除においては一五％の控除がある。しかし申告所得者に対してはそれがないという理由について御説明願いたい。

○池田閣務大臣 勤労所得と事業所得とはその性質が違ひますので、また従来からのやりきたりもありませんので、勤労所得についてのみ一五％を認めることにいたしましたのであります。もとより所得につきましては資産所得、事業所得、勤労所得とわけて、そうして税率を違へて行く方法も各国で採用された例があるのであります。わが国におきましても昭和十五年から終戦に至りますまで／＼は、分類所得税率を大いにやつておつたのであります。が、一面また所得はどの所得であらうとも所得に違ひない。すなわち百円の所得は、それが資産であらうと勤労であらうと事業であらうと、区別すべきではないという説をなす人もあるのであります。私は今の状態をいたしまして、課税の計算の仕方が違つておりますので、勤労所得にのみ所得控除を認める制度がいいのではないかと考へるものと、他の所得につきましては控除を認めず、勤労所得にのみ一割五分の控除を認める制度をとつておるのであります。

○河田委員 今度青色申告をすることによつて、申告所得者からはいわばまきりの課税だとか、これによつて所得に対する税金の徴収を徹底的にやるといふ御方針なのであります。しかし同時に課税の公平という点から見ますれば、小所得者に対しては、今日あまり生活費に食ひ込むような状態であります。たとい基礎控除を上げ、また扶養家族控除を上げても、実際に勤労大衆の生活というものはこれによつてよくはならない。非常に重い税金なのであります。しかも公平をはかるといふ意味において、政府は他方においてたとへば配当に対する源泉徴収をやめ、あるいはまた五十万円以上に対しては百分の五十五というふうな税率をきめておるのであります。こういうことに対して、なおかつ政府はこれを負担の公平だと言われるわけでありませうか。

○池田閣務大臣 所得税におきまして基礎控除、税率あるいは所得の計算方法を従来よりもかえまして、今の実情から見ましてよほど負担の公平ははかり得たと考へておるのであります。一方お話しには配当の源泉課税をやめるとか、あるいは五十万円以上五五％、こゝういふことで資産家に対して非常に優遇を與えておるというふうに見えはしないかというお話でございますが、わが国の今の經濟の情勢から見まして、資本の蓄積は必要であるのであります。しこうして今までわが国の税法は法人と個人とを別個の存在と見まして、法人に課税した個人にも課税するといふ制度をとつておつたのであります。これは昔から議論のあつたところでありまして、法人といふものを個人から離れた別個のものとする

は、二重課税ではないかと見る向きが強いのであります。ドイツを中心とした大陸系の税法では、個人と法人とを全然別個の課税対象としておりまして、英国を中心とした税制におきましては、法人は個人の出資によつてできているのであるから、別個の課税標準とするのは不適当だといふ説が強いのであります。今回の税制改正案におきましては、わが国の資本の蓄積といふことが必要であると同時に、法人、個人の二重課税の非難を緩和いたすために法人は個人の出資によつてできたものだ、個人の延長だといふ考えのもとに税制を改正して来たのであります。従いまして法人におきまして超過所得に対する税はやめたい、あるいは精算所得に対する税はやめて、法人といふものは個人の出店だといふ英米等の税制にかえたのであります。

なお個人において五十万円超五五という税率は、高所得者に非常に軽くするゆえんではないかという議論があるものであります。住民税を加えて計算いたしますと全体で六十六、七パーセントにもなります。またあまりに高い税率を設けてやりますことは、所得の把握に支障がある等を考えまして、全体として高所得者に対しては、従来の高過ぎた税率を低くすることにしたのであります。その反面高所得者に対しては所得税の補完税といつたしまして、富裕税を設けた次第であります。

○河田委員 今の御答弁によりまして、いろいろ資本の蓄積の必要から比較的高額者には税率を下げた、こういうことであります。しかしながら資本本に対して——たとえば今度は再評価

の法案が出るわけでありまして、それによつて再生産を可能ならしめるという見地でありまして、しかし今日最も低い労働者あるいは中小商工業者の勤労によつて生活する人々、今日の税制改正によつても決して労働の再生産ということができるような状態になつております。御承知のように吉田内閣が三千七百円ベースを六千三百円ベースに引上げたときにも、税法の改正は行われず、そのために税金におきましても独身者においては二倍半、扶養家族一人は四倍、二人においては四十一倍、こういうふうな高い税になつて来ておるのであります。今回の改正によりましてこれは依然解消されず、三千七百九十一円ベースのときよりも独身者においては二倍、あるいはまた一人扶養者においては二・八倍、あるいは二人においては二十一倍、こういうふうなやはり解消されていないのです。のみならず賃金と税金の関係におきまして、大抵高いものになりまして七倍あるいは十倍というふうな率に上つておるわけでありまして、こういうふうな働く人々の税金が、今日では生活費の中に食い込んで来ておるわけでありまして、ところが政府におきましては、御承知のようにこれに対して非常に減税だといつて、大蔵大臣あるいは総理大臣あたりは非常にこの減税を主張されておるのであります。今日物価の値上り並びに地方税あるいは附加価値税、こういう新税によりましてますます働く人々の税金は重くなり、ひいては生活が困難になつて来るわけですから、ところで御承知のごとく外国におきましては、必ずしも日本のように五割五分で切つておるところは非常に少

い。アメリカにおきましても、御承知のごとく二千ドル以下が一六・六%、二十万ドル以上が八二・一三%といふふうな高率所得者には累進的にやつております。またイギリスにおいてもフランスあたりにおいても、大抵一割から六割まで、ドイツにおいても九割五分ですか、最低が一七%から最高九五%という税率をとつておるのであります。単に資本の蓄積という面からのみ、こうした階級層における不公平を課せられておるわけでありまして、大蔵大臣は率直に今度の税制改革が、国民の各所得層に対して公平でないといふことをお認めにならぬのですか。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げました通り、基礎控除、勤労控除等々の方の階級の方に相応の減税が行われておることは、数字の示すところであるのであります。従来は独身者の方であつたならば、二万円を越えましての場合には所得税がかつておつたのであります。今回の改正によりましては二万九千五百円から課税になることになりました。これは基礎控除から主として来ることであります。扶養家族四人の場合におきましては現行では六万三千七百円を越えまして課税になるのが、八万五千八百円を越えて初めて所得税が課税になる。こういうことになると、よほど一般の緩和ができておると考えるのであります。なお外国の所得税の最高税率についてお話がございましたが、私といたしましては、先ほど申し上げましたように資本の蓄積が非常に必要であるといふことと、もう一つは今の課税の実際から申しまして、あまり税率を高くすることは脱税

を刺激するといふ点もあります。また別に住民税あるいは富裕税を考へてみますと、やはり相当の税率になるのであります。所得税を五五%にいたしまして、住民税の負担を考へ、またそういう高所得者が財産を持ち富裕税がかかることになりまして、かなり税負担になるのであります。今の情勢から見ればこの税制が最も負担の公平に適合すると私は考へております。

○河田委員 政府は大体において——大抵です。個々においてはいろいろ問題があります。税法通りに今日税金が徴収されておりますか。

○池田国務大臣 ただいまの税法によつて極力課税の適正充実に期してあります。しかしし務税の実際面におきまして取り足らぬ点がありますので、最近では査察部等の特別機構を設けて、最近課税漏れのないように努力いたしておる次第であります。

○河田委員 ところが、これは衆議院の予算委員会でも問題になりました。これは、所得の課税漏れについて——これは国立国会図書館から出ておる資料であります。平田主税局長の話によりまして、現在の税法はそのまま忠実に運用されてはならず、もし税法通りに徴税すると、徴税額の二倍以上もの徴収が上るようなことになる。このよう不公平は改めねばならぬ。こういうふうにして大体二倍ぐらいの徴税額は生ずるということをはつきりと認めておられます。またシャープ博士も報告の中に言われておりますように、大抵日本における脱税が二五%から一〇〇%にも達する。これは単に所得税のみならず、他の地方税並びに物品

税や取引高税その他いろいろの税金に對してもしかりである。こういうことを認められておる。この点について政府当局は、こういう徴収が税法との関係において、大体やはりそういうふうな脱税があるといふことを断定されませんか。

○池田国務大臣 どれだけの脱税があるかといふことはなかなか困難な問題でございます。先ほど申し上げましたように、税法通りになかつて調査が行かない点があることは私存しております。従いましてできるだけ課税の充実に、あるいは従事職員の素質の向上、人員の増加をはかつて、課税漏れのないように努力いたしておる次第であります。

○河田委員 そうするとこの脱税といふものは、大体において私たちが大口所得者に多いと思つてあります。これは査察部などでやりました摘発から見ましても相当あつたわけでありまして、こういうふうな大口の所得者に対しては脱税があり、しかも小口に重課しておるというやり方が、今日までの税務当局のやり方であつたわけでありまして、そうしますと今度の税法改正におきまして、資本の蓄積をはからなければならぬ。そのためには大口の所得者に対しては、できるだけ課税をゆるめなければならぬ。しかしながら下層の階級に対してはまあ耐乏生活をしてくれといふのが、大蔵大臣の見解だと思つてあります。万一のこの脱税があり、しかも主税局長みずから大抵徴収が二倍に上るといふことを認められておる。シャープ博士もそう言われておるのでありますから、

大体私たちはこれは間違いないと思うのでありますが、こういうふうな状況で資本の蓄積をはからすということであるならば、これは政府の言う負担を公平にわかつたということにならないと思うのであります。今後これらの点に對して、政府はいかような手を打つて、こうした脱税並びに徴税に對する面を改革して行く考えでありますか。

○池田田務大臣 大口所得者の調査につきましては、最近調査官という制度を置きまして、極力実額調査に當つておるのであります。今回の税制改正によりまして、相当納税者の数も減つて参りました。また人員もある程度ふえて来ることを期待いたしておるのであります。従いまして今後は大口所得者につきましては漏れなく実額調査をいたしまして、大口所得者の課税漏れのないように、万全の措置を講ずる用意をいたしておる次第であります。

○河田委員 政府は特例として、まだ法案は出て来ておりませんが、外国人に對して税金の課税に對する特別な措置をとる、こういうお考えを持つておるようでありますが、これに對する政府側の構想をお聞かせ願いたいと思ひます。

○池田田務大臣 外資の導入並びに外国の優秀な技術者に指導を受けて、日本の急速なる経済再建をはかりたいという考えのもとに、特定の外国技術者並びに事業経営者また特定の外国資本に對しまして、一定年限を限りまして軽減、免除の方法を講ずるよう今具体案を検討中であるのでございます。この数日中に御審議願う段取りに至ると考へておりますが、今その内容につきまして詳しく申し述べるまでに至つておりません。

○河田委員 資本家の諸団体あるいは諸雜誌等においても、外資導入の問題についてはいろいろ言われておるのであります。たとえば電力事業についてもドレーパー氏みづからが、日本に何もアメリカからわざ／＼持つて来るものは何一つないではないか、資材にしても、努力にしても、技術にしても、電力を開発するくらいのはアメリカから何も持つて来るものはないと言われたというのを、東洋経済なんかにも書いておられます。そうして外資導入に對する誤つた考えを捨てよということを言つておられます。もちろん今日の日本の技術あるいは科学等は非常に遅れておられます。この点國民すべてが、特に政府がこれらの技術や科学の発達のために十分な予算を計上し、これらの発達を促すべきではあります。が、日本の事業家にすりやれないうこと、日本の事業家に税金の負担が重たいという今日、外国人に特別な措置を與え、税額の負担を軽減させてまでやらなければならぬという理由はないと私は思ふのであります。この点についてもう少し明確な御答弁を願ひたい。

○池田田務大臣 日本の技術がアメリカ、イギリス、その他の諸外国に對しまして非常に遅れておるということ、万人の認めておるところと考へておるのであります。また日本の経済再建に資金の必要であるということも、万人の認めておるところであります。私も同様に外資並びに優秀な外国技術者が、今必要であるということを感じておるのであります。これが早急なる導入をはかるということとは、わ

れわれの重大な政策の一つにいたしておるのであります。こういう意味から私はこの際外資や外国技術者が進んで入つて来るような受入れ体制をこしらへるということが必要と考へまして、先ほど申しましたように外国資本並びに外国技術に對して、特に必要なものについて軽減免除の措置を講ずることとは、日本再建にぜひとも必要なことの一つであると考えておる次第であります。

○河田委員 先ほどの外資の問題にしまして、これは單に日本が遅れておるということによつてこれを伸ばして行くと言ひが、日本の國民の素質にそなう科学や技術に對する素質が全然ないわけではないのであつて、これをどん／＼と助長し發展させて行くことが政府の責任であると思ひます。ところが政府はこういう点については、外国の指導なり外国の援助ということのみにたよつておられるようであります。私はこういう点については反対の見解を持つております。

最後に今度の税制改革は、決して働く労働者や中小小工業者や農民に對する税制の問題を、十分解決してないというのを私たちは認めるわけですが、特に大口の所得者である資本家の諸君は、大体において今度の税法は国税に對して満足することができるといふことを表明しております。しかし今日あつての労働者、たとえば日本の組合の中にも最も右翼的だと言われる総同盟にしても、基礎的であるいは扶養控除については、政府の考へる以上の高きか高い要求を持つておるわけであり、労働者の今日の生活は、御承知のごとく人事院の勧告によりまして

も、一人の青年男子は月に大体三千元の収入がなければやつて行けないといふことは、カリフォルニアの計算でも示している通りであります。従つて今日基礎的控除などについてみましても、大體政府がいゆる生活の要保護者に出しますところの費用とほとんどかわらない。これでもつて國民に、つまり生活を保つて必要のある程度の基礎的控除しか今日認めていないわけであり、したが、扶養家族は月千円で食つて行けといふようなことは、まったく言語道断の至りだといふのは、考へるのではありません。政府は新しく物價政策におきまして、國際的な物價にさや寄せする。そうならば補給金は創るといふことになり、さういふ／＼とさういふ施策の面を考へられまして、今度の税制改革は、税法を大體においてまた次の国会でも改めて、これらの諸点を考へ、これを最後に何つておきたいと思ひます。

○池田田務大臣 私は現在の國民負担が決して楽なものとは考へておりません。できるだけ財政の規模を縮小いたしまして、國民の租税負担を軽減する考へで努力いたしておるのであります。ただ今の日本の状態から申しまして、インフレは一応とまつたにいたし努力をしなければならぬし、また他面アメリカの援助を相當受けておるわが国にいたしましては、十分ではございませんが、とにかくこれだけの租税の軽減ができたといふことは、非常に喜ばしいことと考へておるのであります。第二次世界大戦後各國ともかなり租税を減らすべく努力いたしております。

するが、わが国のように大幅の減税をした国はほかにないのではありません。日本に援助をしておりまゝところのアメリカにおきまして、一九五〇年から一九五一年にかけては五十一億ドルの赤字があり、これを何とか増税でまかなうか、あるいは對外援助を切り詰めるかという苦悶を重ねておるのであります。私はお話を通りに十分ではないけれども、これだけの減税ができたといふことは、非常に喜ばしいことと考へておるのであります。しかしまだこれだけでは十分とは言へませんので、財政の規模を縮小し、昭和二十六年度におきましては、また相當の減税をやつて行きたいといふ考へのもとに、いろいろ／＼な施策を講じておるのであります。私の最も重大な問題として考へておるのは、今後の減税にあるといふことをはつきり申し上げてさしつかえないと思ひます。

○川島委員 私はこの機会に一般公務員中、国鉄従業員の賃金問題について、政府に緊急的なお尋ねを申し上げたいと思ひます。去る二十五日政府に對する国鉄の労働組合の賃金、及び年末の賞與の問題をめぐる紛争事件に對して、地方裁判所におきましては、労働組合の主張が正しいものである、政府の見解は正しくないとの意味の判決をされたことは御承知の通りであります。ことにその判決の結論をいたしましては、国鉄は予算上支出可能とみずから認めた十八億七百四十三万七千円から、すでに支拂済みの十五億五千万円を差引いた三億二百四十三万七千円の配分方法について、組合と協議決定の上即時支拂え、さらに残金の二十六億九千二百五十六万三千円につ

いは、予算上資金上可能となることを条件として右のように配分して支拂うべき義務を負う、こういう裁定が行われたのであります。この裁定について政府が従来国会において説明され、言明された見解とははなはだしい相違を来しております。これは明らかに事実であり、これに対して最も直接的に予算上関係の担任者であるいわゆる大臣の見解を、端的にお尋ねしておきたいと思つてあります。

○池田国務大臣 地方裁判所の判決につきましては、われ／＼は同意できません。従いまして適當の訴訟上の措置をとる考えであります。

○川島委員 由來言うまでもなく、公共企業体の労働組合員に対しましては罷業権を一切禁止しております。その罷業権の禁止のかわりとして、正当な機関による紛争の処理の道を講じてあることはこれまた言うまでもなく、しかもマツカサー元帥の当時における書簡によつても明らかなることである。しかも労働組合がこの問題について裁判所に提訴し、しかも裁判所は何物にもかかわらざる嚴正な立場についてこの判決を下されておる。しかも私どもが重大に考えますのは、政府が先般支拂いたしましたものの中に、国鉄自身においてはこれだけの予算の内部的のやりくりによつて支拂いが可能であると表明し、しかも政府が、ことに大蔵大臣がそれを予算上、資金上の問題に藉口いたしまして、それをしも削減をして支拂つたという事柄であります。裁判所はこの事実を一つの憲法違反でもあらうとさえ極言をいたしておるのではありませんが、この事柄について直接の担当者である大蔵大臣の、も

つと具体的な率直な考え方を聞かしてほしいと思つてあります。

○池田国務大臣 この問題はさきの国会でも論議されたのでありまして、論議は十分盡されておると考えております。結論を申しますと、地方裁判所がいかなる判決をいたしましたとしても、私はあの判決には不同意でございます。まだ裁判が確定いたしておりません。確定してから後の議論にしたいのだと思つてあります。

○川島委員 もし大蔵大臣においてこの裁定に不服だといはれますと、今後いかなる措置に出る方針でありますか。

○池田国務大臣 控訴する考えでおるのであります。

○川島委員 それはいつやる御方針ですか。

○池田国務大臣 内閣で決定いたしました。適當な時期にいたします。

○川島委員 その政府の見解によつてこの裁定に不服で控訴いたしますが、その控訴には必ず勝つという確信がおりますか。

○池田国務大臣 私は勝つという確信を持っております。

○川島委員 この控訴をした場合に、裁判所の最後の決定で、政府がもし第一審通りの方法によつて裁定を下されるというようなことがあつたとするならば、そのときは政府はどういう態度をとる考えでありますか。

○池田国務大臣 その問題にはお答えする自由を持っております。

○島村委員 幸い大臣がおいでですから、簡単に一言御所見を伺つておきたいと存じます。

納者の繰出というようにすることにつきましては、私も深く憂慮いたしておる点であります。結局の問題がたゞいまの滞納者の大体を想像いたしましても、悪質の者はきわめて少いであろうと存じます。要するに金融がもう少し円滑に行くのであれば、どし／＼働いてどし／＼納めようという方が多いと断言できると思つてあります。かかるにたゞいまの状況を拜見いたしております。なるほど徴税の面におきましては大蔵大臣がしばしば言明されたこと、または国税庁に対する指令をされたというように新報紙上その他でよく伺つておりますので、私もそれに対しては一点の疑念も持つておりません。国民全体もなるほど親心をもつて徴税に當つておられることは、はつきり認識しておられると思つてあります。しかしながら先ほど申しましたように、結局の問題は金詰まりが打開できるか、あるいは金融がもう少し円滑に行くのであれば、どし／＼税金を納めたいというふうな気持ちであります。以上、私どもの立場をいたしましてはなおさらのこと、何らかもう一段金融の面にお力を注いでいただければ、というように点について、大臣の御所見を承つておきたいと存じます。

○池田国務大臣 金詰まりの問題は、昨年の夏ごろ以来大きい問題で、われわれもできるだけ金融の緩和をいたすべく努力いたしておるのであります。が、何分にも今までのずつとやつて来たインフレを急速にとめ直すために、一時的には相当金詰まりの問題は覚悟しなければならぬのであります。すなわち過去十数年来事業家は物をつくればもうかるし、物を買ひ込めばもうかる。こういうことにならされて来ておつたのであります。何でもかんでも仕事をふやせばもうかる時代であつたのであります。こういうインフレの状態をとめるというところになります。そこを一時的な金詰まりの現象が起ることは当然なことであるのであります。ただその金詰まりによつて日本の経済界が根柢からこわれる。こういうことがあつたならば、これは角をためて牛を殺すのそしりを免れませんので、そういうことがあつてはならぬ。しかしとにかく片方でインフレをとめながら、なお片方では事業活動を續けて行くのは、ある程度の金融といふことはもちろん考えなくてはなりませんので、昨年の八月以来いろいろ手を打つて来たのであります。最も困つておられる方は中小企業の方であります。何と申しまして金がないといふのではなく、金をうまく使つて行く制度が完備してない、こういうことにあると思つてあります。従いまして勸銀あるいは興業銀行、農林中金、商工中金等を使ひまして金融債を発行せしめ、これによりまして主として長期資金を調達する準備をいたしておるのであります。これも本国会で御承認を得まして、四月ごろからスタートするのであります。それがまだ非常に金詰まりが起つてはいけないう考案のものと、私は最近ある種の措置を講じたいと考えております。昨年の暮れからとりまして策といたしましては、年末に預金部資金を百億円も出しました。また先般公團関係の滞貨あるいは未収入金の処理につきまして、

預金部の金を百五十億円使うことにいたしました。また復興金融公庫で余裕金が八十億円ばかりありますので、このうち五十億円は短期の資金とし、また三十億円は来年の四月までの長期の資金として繰出してあります。また見返りから月一億円という制度を開始し、この一億円も要求があれば増額して行くというような措置もつと増額して行くのであります。今後とも方針としては、最近金融債発行までの経過的の措置として、ある程度の金融措置をとりますと同時に、政府の持つております余裕金を活用して行きたいという考えで、手続を進めておる次第であります。片一方徴税の問題になりますので、徴税につきましても今の金融情勢を見ながらつて徴税の円滑を期するよう、国税庁方面には指示いたしておるのであります。ただ非常に問題になつておりますところの中小工業、ことに全体から申しますと申告納税でございますが、御承知の予算では勤労所得者に対する税は二百九十億円、それから中小企業を中心とし、農業者も加えてでございますが、申告納税は千七百億円、こうなつております。勤労者の納められます税は、今年度においても千億円を越えておる。しかし事業者、農業者、商業、工業あるいは自由職業の方々の納められた税金は、まだ七百四十億円程度にしかたつておりません。これは申告納税の当然の結果とはいひながら、私は勤労者の税金と勤労者以外の農業、商工業あるいは自由職業の税金との徴収が、商工業者、農業者の分が非常に少ないというのはどこかに原因があると考えておるのであります。従来勤労所得と事業

所得の差というものは、事業所得の方
がうんとたくさん入るのが普通なんで
あります。しかしここに一、二年の状
態から申しますと、少くとも昨年の状
態から申しますとそれが逆になつてお
ります。これはどこに何があるのか、
一方では苛徴請求、税務署が非常にひ
どいことをやるように言われておりま
すが、私は納税者の方にもある程度の
責任があるのではないかと、いうことを
考えまして、徴税の適正、完備を期す
るために極力実地調査をやつて、むり
な税金をとらぬと同時に、とり足らぬ
ことのないように指導はいたしてあり
ます。ただいかにもこの一、三月の金
詰まりの状況を見まして、公売をする
ようなことはしばらく待つた方が、金
融情勢からしていいのではないかと
いう考えで、公売処分はしばらく見合
せるようにというふうな指導はいたして
おりますが、金の方にも気をつけま
すし、また徴税の方にも十分妥当な方
法を講じて行きますれば、この一、三月
の乗切りは大して心配はいらぬと考
えております。

○島村委員 たいだいまの御説明で大体
了承はしたのでありますが、せつかく
政府が預金部資金まで放出して預け
入れて、そうしてそれらの難関にある
者を救おうという御意思も、どうやら
金融機関の公共性の再認識と申しま
すか、それを要するような状況を呈し
たのではないかと、思ふのであります。
うそごういふ点につきましては、大蔵
省からもう一層十分に再認識するよう
な御努力をいただきたいと存じます。
それともう一つは、これは中小企業
ばかりではございません。不動産金融
の面につきましては、先般来十分な御

努力をいただいておりますことはよく
承知しております。しかしあれができ
るかできないかによつて、日本の産業
に及ぼす影響が非常に大きいというこ
とは、だれしも考えることであらうと
思います。なお一段の御努力をこの点
にお注ぎ願いますようこの際お願い申
し上げまして、私の質問を打切りま
す。

○小山委員 たいだいまの島村さんの御
意見も、この間の新聞発表に関連して
のことであらうと思ひますので、それ
に関連してちよつと御質問申し上げ
るのであります。最近自然増収が非常
に多いというふうなことを、新聞でち
よくよく見るのでありますが、そうい
う事実がございしますか。

○池田国務大臣 私我先般新聞で、所
得税の自然増収が非常に多いというこ
とが新聞に載つたのを見たのでありま
すが、私の見るところでは自然増収は
所得税においてはございしません。う
つかりすると自然増収ではないかと思
ひます。ただいま自然増収の見込み得
れる税種は、法人税と酒税でございま
す。そして所得税におきましては、
源泉徴収の勤労所得税につきまして
は、自然増収がある程度出ましよう
が、それ以上に申告納税におきまして
自然増収が出るのではないかと、こ
ういふ心配をいたしておるのであり
ます。国税局並びに税務署からの報告により
ますと、申告納税においてかなりの自
然増収が出る、こういうふうな報告が
来ております。しかしこれは前の報告
でございしますから、正確を期するわ
けには行きません。法人税あるいは酒
税におきましては、自然増収がある程度
出るかもわかりませんが、税全体とい

たしましては、新聞に載つておるよう
なことはないと思ひます。ことに所得
税におきまして自然増収が出るという
ことはほとんどないのではないかと、も
し出るとすれば、法人税と酒税でござ
います。

○小山委員 法人税及び酒税の自然増
収、それから申告納税の減税を差引いた
場合に、予算よりも相当な増収になる
のではないかと、思ふようなことが新聞
に載つておるのでありますが、それに
関連して、その増収分を物品税の免
税引上げに向けたらどうかという考
え方が一部にあるようでありまして、こ
の自然増収が差引きましてそれほどの
額に上る見込みであるかどうか。もし
あつた場合に、それを物品税の免税点
引上げに使おうというお考えがあるか
どうか伺つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 私はそういう考
えは全然持っておりません。また実
際面においてできないことと、また
ざあざあ出たか疑わしいのであ
ります。自然増収が出ますのは、計
算ができるのは五月の末か六月でござ
います。そしていたしまして、もしそ
に自然増収がたとへば百億なら百億
あつた場合におきまして、この百億の半
分の五十億は、国債償還に充てるべし
というところが財政法で定まつてお
る。そして残りの五十億は、一般
財源に充ててもいいということにな
つておるのであります。しかしその勝
負が出るのは七月、八月でありま
すから、今出そうだからといって、物品
税の免税点引上げということをするこ
とは私はどうかと思ふので、実はふ
しぎに思つておるわけでございます。自
然増収に關しては、昨年度すなわち二

十三年度におきましては、三百億近く
の租税の自然増収が出ましたが、本年
度は補正予算をいたしまして、出そう
なところは一応組んでおります。また
自然減収の出そうなところは、千九百
億円の予算を千七百億円にこの前の
国会で減らしております。私は千七百
億円に減らしても、まだ自然減収が
出るのではないかと、思ひます。もし
そういふようなものがあつたならば、
法人税、酒税、ことに法人税の調査を
急ぎまして、減収を埋めようというこ
とにいたしております。出るか出ない
かわかりません。また出ることがわか
つても、それは時期的に遅いのであり
ます。もし物品税に充てるとかいう
なことにもなつたならば、これは臨時
国会を八、九月ごろに開くよりほかに
は手はないのであります。しからば自
然増収が出た場合にどれを減税する
かという問題になります。私は物品
税よりも所得税を先に減すべきだと考
えております。

○小山委員 次にちよつとお伺いして
おきたいと思ひますのは、この一、三
月に中小企業の危機とよく言われてお
りますのは、これはもつぱら金融面か
ら来る危機であらうと思ふのであり
ます。それがそういうふうな言われま
すのは相当この期間に徴税が固まつて
来る、つまり政府による民間資金の引
上げが、この期間に固まつて来るとい
うことであるのでありますが、この引
上げ超過というところから、税金がこ
の一、三月の間に千五、六百億見当
の間より引上げられる。その場合の還
元の方法でありまして、どういふ方法
で還元して行くのか。来年度になりま
すれば預金部による債券の引上げとか、

いろいろ民間に返つて来る方法が講ぜ
られる予定になつてありますが、中間
的つなぎに、先ほど島村さんのお話で
は十分聞き得られなかつたのであり
ますけれども、具体的に吸い上げた金
をどういふルートへもどして行くか、
それがたししてもどる見込みがあるか
どうか、これをもう少しつづ込んで
ころをお伺いしておきたいと思ひま
す。

○池田国務大臣 一、三月の危機とい
うことを言う方がおられるのであり
ますが、その根拠はやはり昨年よりも
非常に今年度の税の引上げが多いとい
うことが第一点と、それから昨年の一、三
月はまだインフレの余波があつた。今
度はデイス・インフレの状況だから下
地がかわつてゐる、こういうふうな
ところから来ると思ふのであります。初
めの一、三月の徴税は昨年の徴税額と
大体同じでございます。予算が非常に
ふえておりますけれども、徴税額はも
う今年度は十二月までに相当の成績を
あげておりましたので、一、三月の徴
税額は昨年と大体同じであるのであ
ります。片方では去年はインフレであ
る。ことはさういふいふあれではな
い。金融的措置を講じて行けば十分支
障の起らないようなことができると考
えております。

しからばどんな金融的措置をとるか
というお話であります。先ほどお話
申し上げましたようなことはすでに新
聞にも載つておりますが、今後の問
題をいたしまして預金部の金とか、あ
るいは日銀からできるだけ急速に出
そう、こう考へておるのであります。御
承知の通り今島村さんからお話
がありました。銀行の方には金が全

然ないといふことはございせん。日銀の貸出しもできるだけ申し出れば出すようにいたしておるのではありません。そうすると銀行が金があつて出さないのは公共性を欠いてゐるのじやないか、こういう議論になるのであります。銀行といふは金があつて先目の用途のつかない欠損の起るようなところに金は貸さない。これは預金者のことを考へなければならぬ。そこで私は中小企業、大企業に對ししても資金を借り入れようとするれば、一定の計画のもとに銀行が貸し得るような企業の合理化態勢を整へなければならぬ。もし金を貸しても政府があつて保証してめんどうを見てやるということならば銀行も貸ししようが、今金融が困つておるといふことは、おおむね金の需要者の面に非常に悪いところが多いのではないかと思つておられます。御承知の通り金融の問題になります。一月の中ごろから二月の初めにかけては、東京の市場だけでも七、八十億のコールがある。銀行に金がないわけでもない。しつかりしました会社は幾らでも金が借りられる。借りられないのは非常に経営不如意のもの、ただインフレ時代の考へ方で仕事をふやせばもうかるという安易な考へ方で要求されておるもの、こういうところに金詰まりがあると思つておられます。しかし銀行の方面におきましても、少し出し過ぎるというくらいがなきにしもあらずであります。われ／＼といふように預金部の金の不足がないように金融界におきましても日本経済再建の中途でありますから、少し大胆に金を出したらいいやないかといふことを

勸奨してゐる。また企業家におきましても、できるだけ見通しのつくような計画を立てて金を借りに行つてもらいたい、こう考へておるのであります。最近通産省並びに各府県で、中小企業の長期資金の調査をいたしました。大体七十億円を予定いたしております。が、うち四十億円は少くとも早急に必要なものだといふリストをこしらえておられます。私はそのリストによりましてできるだけ早い機会に、通産省で調べたようなこれはもう確実性のあるものだから、こういうものに銀行から金を貸し出すように奨励をいたしたいと考へておる次第でございします。

○小山委員 だいた中小企業の話になつたのであります。金融機関の感じますところの安全度といふものは、つまり大銀行が考へてゐる安全感和と地方銀行が考へる安全感和、あるいは無盡会社が考へる安全感和といふものはおのずから違ふのです。大銀行はとうていこんな企業には金は貸せないと思つておられます。地方銀行でよく事業なり、その人物を見てゐるところでは金を貸してくれる。また地方銀行はとうていこんなところに貸せるものかと思つても、無盡会社のように始終毎日毎日見てゐるところでは、なお安全感和があるものであります。つまり同じ企業でも金融機関によつて安全感和の度合いが、相当違ふ。そういう点で、ひとつ大臣としては中小企業のことをお考へになるときには、中小企業に最も接合してゐる部面、預金部資金を流すといふことをお考へ願ひたいのであります。たとえば中小企業の金融といふときに、大銀行に預金部の金を預けましても、中小企業には行かないのであり

ます。また非常に小さな規模の企業の場合には、地方銀行に預けてもこれは行かない。そういうふうなことでありますから、どういふ方面にどの程度の金をまわしてやろうかといふときに、無盡会社なら無盡会社にどのくらい出そうか。地方銀行なら地方銀行にどのくらい出そうか。大銀行の場合には、中小企業の場合にはほとんど必要じやないのじやないかと思つておられますが、そのことについての大臣の御感想を、一べんこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 お話の通りでございまして、そういう気持で実は昨年末の百億円もやつたのであります。が、やはり大銀行へ預金部の資金を流した場合は、無盡会社へ流した場合の、時間的と申しますか、いろいろな点がよほど違ふのであります。しかし当初は百億円のうち、無盡並びに信用組合の方には六、七億を流しておきました。が、どうも無盡や信用組合の方に流した方が効果的でありますので、銀行の分を引上げまして、五、六日前も八億五千万円ばかり無盡、信用組合に流したのであります。お話のような実情があらますので、とにかく中小企業金融という場合に、おきましては、無盡、信用組合、あるいは商工組合、それから地方、それから余つた金を大銀行、こゝういふふうなやり方が効果的であると私も考へておる次第であります。従つてそういう方針で今後も行きたいと思つております。

○川島委員 先ほど私急いでおりましたので、大臣に重大なことをお尋ねするのをそらしておつた。先般お尋ねいたしました国鉄の裁定の問題であります。大臣は大部分上訴をして確信のあ

るようなことを明確に言われたので、そこで重ねてお尋ねしておきたいのですが、政府のこの問題に対する先般の処置はきつめて適法である、誤りなきものであるとの確信に立つておるのだと思ひますが、しからばその適正であり適法であるといふことの根拠をこの機会に明確にして、われ／＼に聞かせてほしいといふこと、もう一つは、この問題が最後の結審において、なおかつ政府の見解と違つた裁定をされた場合には、政府はいかなる処置をとる、いかなる責任をとるという形になるものか、その二つの事柄について重ねてお尋ねしておきたい。

○池田国務大臣 重ねてお答えいたしますが、私は公共企業体労働関係法第十六條一項の規定によりまして、政府を拘束するものでないといふ考へ方を持つておるのであります。

第二の控訴した場合に、その結果が地方裁判所と同じようなものになつたらどうするか、これは先ほど申し上げましたように、今答へる問題ではないと思つております。

○川島委員 きつめて重大なことで、今答へるべき問題ではないと言われればそれまででありますけれども、しかしこの問題は、国鉄の労働組合従業員五十万人にとつても重大であるが、政府自体並びに国会が最近とて参りました決定の上についても非常に重大性があり、あわせてまた政府にとつてもきつめて重大な問題である。この重大な問題が今や具体的に当面して來てゐる。そういう場合に、政府の確信の通りに行つた場合と行かざる場合とについで二つの考へ方を、あらかじめ前提として考慮を拂つておくことの方

が、政府として当然の事柄ではないかと私は考へるので、重ねてお尋ねをいたしておるのであります。そういう場合を仮定しての政府の態度は、やはり研究し考へておくべきが至当ではないかと私は思つてお尋ねしておるので、その点はお答へがでないのです。

○池田国務大臣 政府としてはいろいろの場合を考へますが、考へておることをここで言うときではない、こゝう言うのであります。

○宮腰委員 大臣も参議院の方においでになるので、時間がかかりまして、大臣にちよつとお目にかかりまして、青色申告のことをお話ししたのであります。が、一月一日から青色申告が実施になりまして、その後の成績は二月一日ごろまでの集計によると、個人が十六万二千六百九十六、総数の約二・四％、法人は全国で十二万三千五百で四・一％、法人の方は成績は非常にいいが個人の方は非常に悪い、こゝういふことになりまして、一度大臣にお目にかつた節に、末端の税務署の徴税係に聞いてみますと、ああいうような制度では非常に困るというのを言われてゐるので、これを延期するか、あるいはまた簡易な表をつくらして納めさせるかという問題がある。事実において年々十萬から十二、三萬納める方が経理事務所で経理をしなければならぬほど煩雜であるといふことになれば、結局その面で経費がとられて實際は納税することができなくなつてしまふ、こゝういふような心配も起きて來るので、何とかこれを延期するか、あるいは簡易な手続をしてもう少し一般に知らしめ

た後に実施したら、非常に効果があるのじやないか、こういう心配をするのですが、その点をひとつ大臣から……

○池田国務大臣 一月末までにどういう数字が出てくるか私は存じませんが、思うにやはりこういう制度の改革の場合は、法人の方が非常に敏感でありますので、法人の数字がそういうふうに全体の法人数から考えまして、相当部分が出ておると思うのであります。個人の方の分は一月末ではなかなか出て参りますまい。これは多分五、六ヶ月まで延期しておると聞いておりますので、個人の分も出て来ると思うのであります。こうして帳面をつけたらいろ／＼な人を雇つたりなんかすると、かえつて経費の方がかかるというお話はごもつともな点でありまして、具体的に今後どういふふうにかこれを処置しようかということにつきましては、政府委員から答弁いたさせます。

○宮腰委員 ばら／＼の質問ですが、あと三点だけ伺います。ごく最近ある政党方面の方が、事業協同組合をつくと税金が安くなる、こういうことで益に結束をはかつておるようですが、もしそうだとすれば——昨年度あたりの納税の状況から考えて、これより軽減されるのだという宣伝のもとに、盛んに事業協同組合をつくるような勧誘をしておるようですが、私の常識から考えると、どうもそういうことが納得が行かない点がある、私らの納めれば済むのだということであつた場合は、非常に問題が起るような気がするのですが、事業においてそういう源泉徴収だけで済むものであるかどうか、これを伺いたい。

○池田国務大臣 事業協同組合におきましては、従来は一般の法人に對しますより税率が安かつたのであります。が、今後は法人と同じような三五％になるのであります。特別に軽減するものなことはございせん。ただ事業者が集まりまして事業協同組合をつくれれば、それは事業協同組合の所得になります。これに課税になる。そしてそれに参加した人が個人として俸給をもらえば、源泉課税だけであるのであります。また、もし事業協同組合がその利益を分配するということになりますと、また勤労所得以外に課税になるようになりますから、一がいになつて重くなるというのではな／＼言えぬと思つております。やはり事業の状況によりまして差異が出て来ると考えております。

○宮腰委員 それから去る一月、東北六県の参事院の議員が集まりまして、東北の単作地帯の減税問題について協議されました。民自党では塚田さんが大體説明してくれまして納税もしたようですが、この東北の単作地帯に對して、特別な税の対策を政府は持ちでしようか。その点をひとつ……

○池田国務大臣 従来から問題になつたと思つておりますが、ただいまのところ単作地帯におきまして、税法上特に控除とかあるいは税率なんかで特別の措置をすることは考えておりません。ただ單作地帯の状況によりまして、所得の計算は実情に沿つてよりやつておると思ひますし、またやるべき問題だと考えております。

○宮腰委員 それから税の徴収問題でございまして、昨年度取引高税それから織物消費税、物品税の一部廃止、減

税等をなしまして、国民の負担は非常に軽くなつたやうな気がするものであります。が、しかしさういふやうな事実があるにかかわらず、この所得税徴収については、あるいは水増しを行われる心配が非常にあるのではないかと、こういうことで一般国民もその点を非常に心配しておるのではありませんか、ごく最近の例を見ますと、仮更正決定をする。これに對して異議の申出をしておる人が相当あるのではありませんか、この仮更正決定に對して異議の申出を裁決をしない、ただちに確定申告のあつた後にこれに對する意思表示をするのだ、こういうことを言われまして、徴収の係の方からは、もう時日が来たのだから納めなければならぬのだという通告を再三受取つておる。そういう關係で競売されれば体面上も困るからと言つて、むりな税を納めておる人が大分あるやうであります。この点についてどうして仮更正決定に對して意思表示をしない、確定申告に對してそういう意思表示をするのだということをやつておるか。その間に徴収の方ではど／＼徴収令書を發行いたしまして、督促をやつておるやうですが、こういう点にも一般国民が不満の意を持つておる方も多しやうですが、その点について伺ひたいと思ひます。

○高橋（憲政）政府委員 今年度におきましては、審査の請求の処理を非常に急ぐといたしまして、実は例年、年度末におきましては直税課關係のものほとんど全部徴収關係に應援をして、税の早期納入についてお願いをして参つておるのではありませんか、本年度はさういふふりなこともとりやめまして、直税の人間はできるだけ審査面の協力

をいたすやうに指示をいたしております。昨年よりはある程度早く処理ができるのではないかとと思ひます。ただ御承知のように審査の件数が非常に膨大にわたつておりますので、早急にすべてが解決できるということはな／＼困難な実情にありますので、この点御了承をお願いしたいと思います。

○宮腰委員 ごく最近の問題ですが、昨年度の中ごろから大企業に對する徴税關係が非常にきびしくなつたやうであります。もちろん脱税しておる者に對しては徹底的に究明する必要があると思つておるのですが、これによつて法人關係の自然増収が相当あつたらうと思つておるやうですが、私が考えるに、なるほど産業關係から考えまして、過去のインフレ時代においては百パーセント利益をあげても、名目上の利益であつて實質上の利益ではない。そういう意味合から何パーセントかは留保しておつておるといふやうな、經理のやり方をやつておるといふやうな相當あるのですが、ごく最近大企業が片づけしからやられるので、大分心配されまして、露伴連のある役員の方からああいうことをやられたのでは事業がみなつぶれてしまふ。さうして納税に關する金融の問題にしても、これはほとんど赤字金融です。銀行の方でもな／＼貸してくれない。従つて倒産のおそれがあるといふことも非常に心配されておるやうです。また追徴税、加算税といふのは一つの制裁ですが、査察部に行つても罰金で相當額とられるので、この制裁が二重になつておるやうな気がするのですが、政府ではさういふ点をお考えになる意思があるかどうか。

○池田国務大臣 制裁が二重になつて

おるとも考えておりません。また査察部等で行つた場合に、相當の税額並びに追徴税、加算税があることも聞いておるのではありませんか、税務の執行にいたしましては、その会社をつぶしたりなどすることはよくないこととございまして、実情に沿つたやうな措置をとつております。私は査察部で調査いたしましたあとの状況を見まして、ごくまれな例はございしますが、査察部をやつたためにその企業がつぶれて行つたとか何とかいふやうなことは、ほとんど聞いていないのであります。十億円程度とりました会社におきまして、なお悠々としてやつておるのでございまして、その他の会社につきましても、おむね事業が成り立つて行かぬといふやうなひどいことはいたしてないと思ひます。しかし追徴税、加算税につきまして、今までのやり方は少しきつたといふくらいでありますので、今回の税制改正で直すことにいたしております。また問題は償却の問題が多かつたのであります。資産再評価をやつて行く場合には、今までのやうなことはないと考えておる次第であります。

○宮腰委員 それから証券差益税の問題ですが、この問題について私も証券民主化議員連盟のことで、証券業者にと／＼接觸するのであります。が、今回移転税を廃止するといふことでございまして、實際証券の差益といふものを取立てていないやうな事実があるやうであります。ごく最近日本橋の税務署方面の方々に伺つてみるのであります。白紙委任状で証券を売買する、さうして最後の名義変更された方々のその中間に、何人かの人が實際

は名義変更でもうかつてゐる。徴税令書を出してもその人の住所が不明である。最後の名義変更をした人は、大體損をして名義変更をした人が多いようですが、この白紙委任状で売買された中間の人々が、何か他人名義で偽名が取引をやつておるようですが、これに對して税を徴收する方法がないものかどうか。大臣は今後この証券対策について何かお考えがあると思いますが、この点をちよつとお伺いしておきます。

ませんが、租税の徴收につきまして、民間の經濟事情その他を考へて、税法の適當なる運用をはからなければならぬということに、国税庁長官並びに国税局長には言つております。

○竹村委員　たとえば大體更正決定に對して審査請求をした場合、その審査請求に行つた人に対するの政党的な所見は、たとえば民自とか民主とか、あるいは社会とか國協とか、あるいは共産黨、こゝういふにその審査請求をした人にそゝういふことを調査して、審査

○池田田務大臣 株式の売買差益に對しての課税は、稅務行政で最も困難な点であるのであります。従ひまして今請求書に書き入れよというようなことを御指示になつたことはないと思ひますが、いかがですか。

○竹村委員 一点だけお聞きしたいのですが、二十四年度の徴税にあたりまして、大臣は政治的に徴税法を考えなければならぬということを、各税務署や何かに言われたことがあるか、これをひとつ承つておきたい。

いうことをやることは大臣も間違いないと思つておられるのだから、それにそういうことをやる税務署の署員あるいは税務署長があるとするならば、それに対してどうされるかということを聞いておる。

○池田国務大臣 御質問の点がわかり

○池田国務大臣 そういうようなこと

ませんが、租税の徴收につきまして、民間の經濟事情その他を考へて、税法の適當なる運用をはからなければならぬということに、国税庁長官並びに国税局長には言つております。

○竹村委員 たとえば大體更正決定に對して審査請求をした場合、その審査請求に行つた人に対するの政党的な所屬、たとへば民自とか民主とか、あるいは社会とか国協とか、あるいは共產黨、かういふふうにその審査請求をした人にさういふことを調査して、審査請求書に書き入れよというようなことを御指示になつたことではないと思ひますが、いかがですか。

○池田國務大臣　常識でもわかること
でございますが、私が民自党の黨員で
あるからといって、そんなことを言う
べき筋合いのものではありません。ま
たそんなばかなことを聞く国税長官や
税務局長もなしだと思います。

○竹村委員　それではそういうことを
事実やつておる税務署があるとすれ
ば、それに対してどういうふうに処置
されますか。

○池田国務大臣 そんなことをやっている人はいないと確信しております。

○竹村委員 それが現にあつたらどうされますか。

○池田国務大臣 そんな問題はお答えする問題ではございません。

○竹村委員 事実あるのですが、そういうことをやることは大臣も間違いだ

と思つておられるのだから、それに
ういうことをやる税務署の署員ある
は税務署長があるとすれば、それ
に対してどうされるかということを聞

○池田国務大臣　　そういうようなこと

があつたとすれば、あつた事実を見て判断いたします。

○竹村委員 その問題は事実あるのですが……

もう一つ聞いておきたいことは、先

ほど川島氏の國鉄裁定の問題について上告する、こういうふうにおつしやつたのですが、そのあとに残つておる専売裁定の問題で、あるいは政府の方で負けるということを予想されると思うのですが、大体専売裁定の方はあの仲裁案をお聞きになつて、すぐそのまま政府の方で承認するということ考えはないでしょうか。

○池田國務大臣　考えは持つておりま

판。

○河田委員 最近の新聞でもしばしば、
 税務署の更正決定が非常に多額なべら
 ぼうな課税が行われておる。そのため
 に自殺したものが多々あるのでありま

す。従来こういう問題が新聞に始終報
ぜられておるのでありますが、こうい
うことに対して国税当局あるいは大蔵
所管の最大の責任者としての大蔵大臣
は、どういう処置をとっておられる
か。特に税務官吏の行き過ぎた更正決
定がなされて、そのために自殺したよ
うな場合に對して、これらに對する何
らかの慰藉的な方法をおとりになつて

とも聞いておりますが、これは税だけのためにどうこうという問題ではないと思います。しかし税だけの問題でなくとも、非常にそういう不安を国民

の納税者に與へることについては、**稅務行政**としてよほど慎まなければならぬことでありますので、私としては常に、適正な**稅務行政**を施すべきだということを言つておるのであります。かりにまたそういう例があつたとしたらば、どういふ措置をとるかという問題につきましては、それは**國稅長官**をして、むりな課税をするようなものにつぎまして適当な措置をとらせるこ

とは、今の場合でもほかの場合でも同じであるのであります。

○前尾委員長代理 午前中はこの程度にいたしましたして、午後二時より再開いたします。

午後零時四十七分休憩

午後二時三十三分開議
○前尾委員長代理 会議を開きます。
税法改正の諸案を議題といたしましたし
て、午前に引続き質疑を続行いたします。
三宅則義君。

〇三宅則委員 小山君かと質問させていただきますから二、三点だけ国税庁長官並びに主税局長にお伺いしたいと思いますが、私は昨日の日曜を利用いたしまして地方をまわりましたところ、いろいろな実情を聞いて参りましたから、この際一、二点だけ御答弁願いたいと思います。たくさんあるのでありますが、多くの質問はあとに譲りますから、二、三点だけ、私はこういうことを考えておるのであります、一般的に通用できるものと考えますか。

ら、主税局長と国税庁長官がおそろいで相談の上で御答弁なさつてもけっこうです。

実際問題でありますから事実を申

し上げますが、愛知県におきましては、ガス紡というものは、岡崎市が全国のおきまして、半分以上を占めておる地方であります。て、ガス紡の商品取引所を建設しろと云うところまで行つておるわけであります。これは御承知の通りくず繊維を、つむいだものであります。これに、対しまして昭和二十四年九月以降は、落ちたに至りますと三分の一に低下したておるわけであります。それによ

だ行き過ぎであり、また実情を知らな
いものであるということを考えておる
のであります。こういうようなことは
わが愛知県ばかりではありません。全
国に相当あるべきものと私は確信す
るものであります。こういうような若
官吏がえてかつてある程度まで推定
し、またしかられたらあるいは異議が
ありますとだら／＼下げる。これで
もまだ高いというので、この人は自分
の財産の家屋を売らなければならぬと
言つておりました。これは少し行き過
ぎだと思ひますが、家屋を売るとか土
地を売るとかいうものに對しまして
は、ある程度までこれを減免する方法
があるかないかということが一つ。

第二点は、同じく愛知県額田郡常磐
村龍新田稻垣定七に白紙が配付され
た。税務署へ出て来いという白紙であ
ると思ひまして——白紙であるから文
句を書いてないが、税務署から来たとい
うので飛んで行つてみたところが、
はたしてその日には人がいなかった。
翌日行つてみるとそれは取引高税のこ
とである。ところがそれに対して何か
と申しますと、取引高税に對してお
前のところは取引高税は少くなつてお
つたという意味合いで、これを調べる
ことになつたのであります。何も書
いてなかつた。こういうようなことで
二へんも三へんも足を運んだ者がある
のであります。私はこれまた税務官
吏が不親切だということになると思
います。こういうように国民に迷惑をか
けた場合におきましては、私はある程
度まで政府も弁償する方法をとつた
よろしかろうと思ひますが、そういう
構想がないか、まずこの二点をお伺
いたします。

○高橋(衛)政府委員 第一点の、四回
にわたつて仮更正決定並びに更正決定
の変更をいたしましたというお話でありま
すが、実は今年度は昨年度よりも相当
実額調査を徹底して参りましたので、
そういうふうな事例が漸次少くなつて
おるかと思ひますが、何分にも税務
官吏の素質並びに数等において及ばぬ
点もありますので、そういうのはなほだ
遺憾な事例もあらうかと思ふのであり
まして、そういう点については今後極
力教育もいたしますし訓練もして、修
正して行くことにいたしたいと思ひま
す。多分漸次帳簿なりその他のものを
拜見するに従つて、実際の所得に近い
ところの確實な調査ができて行つた結
果をいたしまして、何回も訂正をする
結果になつたのではないかというふう
に想像されます。いずれにいたしまし
てもそういう無定見なと申しますか、
いかにもおもしろくないと考へられま
すので、こういう事実の絶無を期して
行きたいと考へております。

なお第二点の問題につきましては、
税法はどこまでも所得がどの程度ある
かということによつて、税を課するの
課さないかということを決するもので
あります。たとへば所得はあつたけれ
ども、それを使い込んでしまつて、現
在においては家屋を売るか、何か処分
をするかしなければ税が収められない
という結果になつたからといつて、そ
の税を減免するという規定にはなつて
いないのであります。

○三宅(則)委員 私はもう一つ重大な
ことをお伺ひしたいのであります。こ
のガラ紡につきましては、先ほど申し
ました通り大分値が下つたことは事実
であります。現在の商品の単価であり

ますが、仕入れ値段というものは相当
高額でありましたが、年末になりまし
て三分の一に下つたという場合におい
ては、ある程度まだたなおし商品の
原価と申しますか、たなおし製品と
申しますか、これにつきましては時価
主義を適用するべきが法人などに比べ
て適當だらうと思ひますが、今日の税
法ではさうになつていないかと思ひ
ます。その辺のところをひとつ温情
ある国税庁長官の御答弁を承りたい。

もう一点お伺ひしたいのであり
ますが、終戦以來すでに財産税を納め
ておるにもかかわらず、今度税金が参
りません。新たに買った土地ではあり
ません。新たに買った家屋ではあり
ません。今度の税法があまりに苛
酷にわたるといふ意味におきまして、
終戦のとき、あるいは財産税を納めた
ときの財産の一部を売らなければなら
ない、こういうようなものはなほだ
同情に値すべきものであると思つてお
ります。もちろん終戦以來財産税を納
めてから、特別に家屋を買つたとか土
地を買つたといふものは別でありま
すが、さうでなく、過去から持つてお
りました、増加しないところの財産、不
動産を売らなければならぬといふこ
とは行き過ぎであるから、ある程度ま
でこれは税便にやるべきが至当である
と思ひます。

○高橋(衛)政府委員 第一点の年末に
おけるところの手持商品の値下りによ
る損を見たらどうかという御意見であ
ります。現在の所得税法におきまし
ては、収入を得るに必要な経費と規定
されておまして、その商品が現実に
売られた場合に、原価と実際の売価と

の差額は、もしもそれが値下りになつ
たときはそれだけ損失になるし、値上
りになつたときはそれだけの利益にな
るのであります。現在の税法の建前と
いたしましては、法人の場合と異なり
まして、個人の場合におきましてはそ
う解釈もされておるし、その以外に解
釈の仕方がないと思ひます。

○三宅(則)委員 もう一点伺ひます。
これは事実調べたならば當然わかるべ
きことであります。かわりませう、
税務官吏がよく調べなかつたというこ
とによつて起つた問題であります。愛
知県岡崎市明大治町の宮原という大工
さん、これは半年以上病氣になつて仕
事をしてゐなかつた。たけのこ生活を
しておつたにもかかわらず、平等に相
当高額の税金がかかつて来た。こうい
うのであつたを食つて税務署に飛んで行
つてみた。ところがこれは調べてから
というが一向に調べてくれない。病氣
をいたしておつたといふことについて
は、今度の改正税法においては一萬元
以上十萬元未満のものは認めるといふ
ことになつておりますが、旧法でもそ
ういうような特殊な事情であつて、一
本で働くべき人が病氣で働けなかつた
という場合には、多少税便な取扱ひを
したらいいかと思ひますが、現段階
におきましてどういう処置をとつてお
られるのか承りたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 ただいまのお質
問にお答えする前に、先ほど取引高税
に對して何度か呼出したというお話
がございましたが、これは遺憾なこと
であります。実はすでに昨年初から
税務所においでくださる場合におきま
しては、必ず日時を指定し、その時に
は必ずあるということにしようといふ

ことを、やかましくさしずをしておい
たのであります。白紙で通知を差上
げるということ自体が非常に遺憾だと
考へております。そういうことのない
ようにぜひやつて行きたいと思つてお
ります。

なおただいまの御質問であります
が、お話のような大工さんの場合にお
きましては、おそらくは一年中ほとん
ど仕事をなすつておられないというお
話でありますから、その方法について
控除すべきところの所得がないのでは
ないかと考へますので、従つて控除の
問題は起るまいかと思ひます。

○三宅(則)委員 収入を得なかつたとい
う事実がありましたならば、ある程
度まで減免せらるべきものだと思ひ解
するのではありませんが、旧法ではさうい
うことになつておりません。さうい
うか。これをひとつ承りたいと思ふので
あります。

また主税局長に承りたいのでありま
すが、穩健にして妥當なる税金をとり
ますには実情を把握することが必要で
ある。ところが先ほどお話しした
ように、税務署の官吏といふものは一
割か一割五分しか調べておらないか
ら、さういふような不都合な点がどう
しても起つて来ると思ひます。もう少
しく増員せられてもよろしいのでござ
います。もうひとつ国民大衆に利益を興
えられるように、まづ国民大衆に利益を興
えらるる方法を講ずるわけには行きませ
んか。その点をお伺ひいたしまして私
は質問を打ち切ります。

○高橋(衛)政府委員 納税者の方々に
つきましては、実際の帳簿につきまして
確實な収入、支出の調査をいたします
のは一割五分程度であると思ひます

が、その他の方につきましても、必ず個人について見てまわりました、所得額たとえば売上高その他についても、いろいろ外形的な基準となるべきものは調査するという建前にいたしております。ただいまの具体的な例によりましては、おそらく十分に調査ができなかつたという結果に基づくのだと考え、おりました、はなはだ遺憾に考へる次第であります。

○前尾委員長代理 宮腰喜助君。
○宮腰委員 だいたい三宅委員より質問された問題に関連して三宅ばかりお伺いいたします。法人税が昨年度の十一月ごろ大体二百二十七億自然増収されている、こういうことを言われるのですが、この問題につきましても、個人税が高いから法人税にすれば安いというので、法人組織にかえたものが非常にあるようです。そうして帳簿の不備なところもありましようが、法人にすれば帳簿を準備しなければならぬというところで、大体帳簿は正確にできております。ところがそういうものは過去の業態から考へて、当然それと同様の徴収をしなければならぬという意味合いから、帳簿記載があつても、お前のところの帳簿記載は信用できぬというところで、同業の世間並の状態を考慮してきめていた例がたゞさんあります。この前からの長官の御意見によると、帳簿伝票ができておればそれでいいのだということを言われておりますが、実際は小さな十、二十万あるいは三十万くらいの法人に対しては認定が非常に多いようであります。この点について、せつかく個人企業から法人に切りかえても、税の關係については大体かわつておらぬと言つて、非

常にこぼしている方が多いようです。これと同時に、この十一月ごろあたりは二百二十七億の自然増収があるというところを伺つておりますが、こういう状態がどうなつてゐるかお聞きしたい。

○高橋(衛)政府委員 法人におきましては、個人の場合よりも確実な帳簿を備えておられる方が非常に多いのであります。しかしながら私どもの見るところによりますると、法人にありましてはやはり三割なりし四割程度は、今まではきわめて不完全な、ほんとうに税務計算の基礎となし得ないような方々があつたようでございます。もちろんわれ／＼といたしましては、今回青色申告の制度を創始します際でもありまして、できるだけ正確な帳簿を備えて行くという習慣もつくつていただきます。また帳簿がないことによる紛争も避けて行きたいと考へますので、いさ／＼と正確な帳簿があれば、また信頼するに足る帳簿があれば、それに従つて行きたいと考へております。

○宮腰委員 これは自然増収でなく、自然増徴ではないでしょうか。こういうような自然増収がどうしてできるかというところについてちよつと伺いたいのですが、私らの考へでは、どうもこういう点が疑問になると思つたのです。これは黙つていても自然に入つて来たのだというところをおつしやるようです、やはり徴収手続をして、あるいは

帳簿記載に正確に記載してあつたにかかわらずこれを否認しまして、これに基いて割当てるような税を課税したために、自然増収というものができて来たのではないかと疑問が持たれるのですが、その点を伺いたい。

○高橋(衛)政府委員 法人税におきましても、個人の所得税の場合におきましても、割当の観念は全然排除しておられますので、そういうことはなからうかと思ひます。むしろ一昨年中ごろから御承知の通り査察部を創設いたしましたので、脱税者の摘発を相当やつて参つたのでありますが、その結果といたしまして、昨年の当初ごろから非常に申告の状況がよくなつて参つたのであります。過去の年度において、たとへば一千万円程度の税の申告をしておられた方が、修正申告においてその三倍、四倍という申告をなされ、納税をなさつた方が相当多数あるものでございまして、それらの結果といたしまして、このように当初の予算よりは相当増額の収入が期待せられるようになった次第であります。

○宮腰委員 飲食店の問題ですが、これは民自党の方でも御承知のことだらうと思ひます。議会にも再三陳情に來られております。飲食店の問題の中で、特に甘味喫茶協同組合の方々が各々の控室を尋ねて参つたので、その事情を伺つてみますと、ことしの仮更正決定は、昨年度の仮更正決定よりは大体三割ないし四割、五割くらいも多くなつて通告されておるそうです。御承知のように一般の料飲店と甘味喫茶協同組合の比例を見ますと、今まで料飲店が再開されなるときは、大体そういふところに入る人でも甘味喫茶店を利用しておつたようです。ところが料飲店が再開されると同時に、たとえばコーヒー店が百円なり、百五十円なりを使うような方々は、あるいはそば屋ができた、支那そば屋ができた、あるいはビヤホールができた、あるいはやうなぐあい、それに使うような方は大体そういうビヤホールだとか、あるいはそば屋というやうな店に転向をしまして、一般の甘味喫茶協同組合あたりではまつたくり立たないやうな状態であるのかかわらず、今年度は昨年度の仮更正決定よりも大体三割、四割、五割くらい増額で決定して來てゐるのですが、われ／＼の常識から考へても實際の徴収の状況を見ますと、いろいろの飲食税の状況を見ますと、甘味喫茶協同組合あたりには五割です。これは料飲店に対しては五割です。これは料飲店が實際に負担するものであつて、客からとつてゐる事実はないやうです。売上げ金額の二割だとか、五割だとかいうやうな地方税をとつて、そのほかに昨年度の更正決定に対して少くとも三割なり四割、五割という増額を要求されて來るものであつたら、そういうやうな中小商業はほとんどつぶれてしまふのじやないか。こういうことで決議案をつくりまして、各々の控室をまわられて陳情せられたのですが、ほんとうに事情を聞いてみると、これも気の毒な気がする。こういうふうな売上げ金額の五割——二割を拂つたほかに所得税を取上げることになると、完全にこのやうな中小商業はつぶれるのじやないかと思ひます。この甘味喫茶協同組合の店舗に對しては、今の二割を一割に下げるのと必要じやないかと思ひます。ま

た料飲店に対する飲食税のとり方も、地方税のことですが、まつたくめちやくちやなとり方で、實際の売上げの実収による妥協税を申しつけてゐる。たとえば十萬円あつたら五萬円は税がかかるのかかわらず、あるいは正確に四萬五萬もとられるかと思ひ、また組合員の幹部の方々はこれよりずっと少い金額でやつてゐる。まつたく飲食税なんかはだらしない税のやうに思ひます。こういう点について、政府は今後どういふ考へをお持ちですか。そういふ甘味喫茶店に対しては、特に所得税について考慮する必要があるのではないかと、これを伺いたい。

○高橋(衛)政府委員 甘味喫茶につきまして二割、三割または五割昨年に対して増額になつておるというお話ですが、そういうやうな具体的な事例もあるいはあるかと考へるのではありません。またお話のように、業態の悪くなつてゐるものもあるかと考へるのではありませんが、私もといたしましては、どこまでも昭和二十四年中におけるところの所得を把握いたしまして、それに対して課税した結果がそういうやうな結果を來してゐるものでありまして、あるいは二十四年については相当自信をもつて調査したものであると考へますので、二十三年の所得金額が少な過ぎたのではないかと、あるいは感ぜざるものでございまして、またそれの中には推定による分であつて、実情に合わないものが相当あるというやうな事実があれば、それは審査の請求なりその他のことによりつて、今後修正して行くことにしたいと考へます。

○宮腰委員 長官のおつしやるよう

に、そういう実情に沿はない点が多くあるようであります。これは一々名前を連ねて陳情書をもつておりますが、それは後日提出したいと思うのであります。ぜひそういう点は十分御考慮願いたいと思います。さらにまたこれは第六国会以来たび／＼問題になつておりますが、非常に経験年齢の少い方々あるいは年の若い方々が多いために、税の法規に対する認識が非常に不十分であつて、また調査する能力が足りないという点も非常にあるので、どこへ行つてもめんどくさいので、これで承知しないならかつておれの方でできるからと言つて、おどかして帰つて来る者が多いのです。これは徴税面を担当する方々の法律の知識なり、実情を知らな過ぎるということがよくあります。これに關しましては私も第幾い六国会以来たび／＼長官にもお願いいたしまして、ぜひこの教育問題を徹底的に取上げていただいて、あるいは国税局の総務部あたりに教育官を置きまして、各税務署の官吏をその現場に出張して指導したり、あるいは教育したりすることが必要ではないかと思ひます。従つて現在税務署あたりで指導される方は、係長なり課長なりがやつておりますが、これでは実に迷惑だ。われ／＼はどうもそういうことをやつておつたのでは、仕事は何にもできないという不平を言つておられる方がありますが、ぜひこの問題は国税局に教育部なり教育課なりをつくりまして、国税局管内の税務署をまわりまして、御指導いただく教育官が必要ではないかと思ひますが、その点についてひとつ……

○高橋(衛)政府委員 御指摘のように税務官吏の年齢が低いということ、並びに経験年数が少ないということは、今日の税務行政を完全になし得ないところの最も大きな原因でありますので、私もいたしまして教育には最大の努力を拂つておるのであります。今年度におきましては税務講習所を国税庁に設置いたしまして、その支所を各国税局ごとに設けております。教育官並びにそれに従事するところの税務講習所の職員も、現在のところ大体百五十名程度配置しておりますが、二十五年度におきましては、さらに五十名程度の教育官その他の職員を講習所に増員いたしまして、短期講習並びに長期講習についての施設を拡充して行く計画になつております。

○宮腰委員 これは行政上の問題ですが、どうも長官の御命令なり局長の命令が、税務署なり末端の課長、係長あたりに滲透しない、局の方針なりあるいは庁の方針が末端に行届いていない点がずいぶんあると思ひます。この点についてもしる統制を破るというやうなことがあつたら、局なり庁なりではどういふ処置をとられましようか、それを伺ひたい。

○高橋(衛)政府委員 国税庁なり国税局の方針を、すみやかに第一線に透徹させるという目的をもちまして、実は昨年の国税庁設置の當時、初めて長官直属の監督官を六十名配置いたしましたのであります。その六十名の監督官が、常時通牒その他方針が末端に徹底しているかどうかというのを監査しておりますので、漸次その効果が現われて来るもの、また最近においてそういうやうな点における改善が相当よくできて来たように、私どもは見えておるのでございませう。もちろん中にはその方針にすみやかに追従し得ないものがあり得るかとも思ふのでありますが、それらのものにつきましては、十分に具体的な措置を講じて行きたいと考えている次第でございませう。

○宮腰委員 具体的措置というところ、やはり懲戒処分とかあるいは首にするとかいうことでしょうか。

○高橋(衛)政府委員 その事柄の重要性に依りまして、あるいは訓戒を與えたり、または戒告をせしめたり、または重きものは整理をするということにいたしたいと思つております。

○宮腰委員 取引高税が廃止になつたのでありますが、まだごく最近においては盛んにこれについての追加的な徴収をしておるようですが、現在までの成績はどの程度納つておるのでしょうか。ちよつとお伺ひいたします。

○高橋(衛)政府委員 御承知の通り、今年の一月一日から取引高税は廃止になつたのでございませうが、二月の十日現在におきまして、予算二百九十四億円に対して二百九十一億の収入済みであります。従つて九九・二％の実績と相なつております。

○宮腰委員 それではまたあとにします。

○川島委員 国税庁長官に緊急にちよつとお尋ねをいたしたいと思ひます。これは三宅さんのあとを追うわけではありませんが、神戸税務署に起つた問題であります。神戸の税務署で本年の所得決定にあたりまして、業者に突然はがきが来た。そのはがきの文面は、従来は団体交渉で所得を決定していたが、この方法では一部幹部にやもすれば利益になり、一般には不利益である。本年からは民主的にぜひとも納得の行くやうに、最後の所得決定をした

から来てというわけで通知が行つたので、その通知を受けた大勢の連中が神戸税務署に出現したわけでありませう。そうするとまずその連中を集めて、署長は松永という人だそうでありませうが、この署長が開口一番、国民はしば／＼終戦という言葉を使つておるが、ほんとうは敗戦と言ふべきである。こうきめつた。ぜいたくな生活をなすべきでなくて、国民は今捕虜生活が適当なんだ。この際国民はまる裸となつて——店頭の商品がたぐさあるのは前署長の徴税がゆるやかであつたからだ。元町——これは神戸の銀座通りだそうですが、元町の商店街が戦争後焼け野原であつたことを思えば、税金が高いの商売が苦しいのなど言えた義理ではない。納税は国民の義務であつて、徴兵の義務がなくつた今日、徴税令書は召集令状と同じだと思はなくてはならぬ。こういうふうな一場の嚴肅な訓戒を與えた。しかもそのあとで集めた連中に対して、若し署員が個別的に面会して、持参の帳簿を二、三ページめくりまして、これはでたらめだ。信用はできない。こちらにはすでに実地調査の結果の所得決定案がある。ここへお前たちは判を押せ。いやな者は帰つてよろしい。帰つてよろしいが、そのかわり徴税は五年間さかのぼつてとれるのだから、徹底的にお前たちを調べてやるという態度であつたさうです。こういうことがあつた。そこで少し奇怪なことは、その署長の性格と稱して伝えられるところによりまして、何か神戸の方では松永さんの行くところは草もはえないというわさが立つておる。その署長は署員の中に週番を置いて、赤だすきをかけさせて、腕章を巻いて、用語は戦争中に行われたやうな、たとえば署員を集めて戦闘配置につけ、突撃だ、次は出動だなどという戦争、闘争用語を用いる。しかも署員はこの署長の前では眞立不動の姿勢をとらなければごきげんが悪い。その上に女子職員が大分おるらしいですが、町を歩くにも役所の中を歩くにも胸を張つて歩いてはいかぬ。女はうつゝ歩いて歩くのが日本婦道だというやうなことで教育をしてゐる。この事柄は神戸の地方の人たちが本日やつて参りましたのお話でありますので、おそらくある程度信用ができるのではないかと思ひますが、こういう事柄をもつて対処して行く税務署並びに署長の態度は、はたして今の時局下における税務署長としての態度であるかどうか。あるいはまた先頭に私が申しました、決定にあつた自分たちがかつて一方的につくつた所得決定案に対して判を押せ、いやな者は帰れ、そのかわり帰つた者は、徴税は五箇年さかのぼつてとれるのだから、徹底的にお前たちは調べるというやうな、国民にとつては威嚇的な言葉をもつて署長が納税者に対処するという事柄は、かりそめにも民主的な今日における官吏としての国民に対する態度ではないかと私は思ふのであります。こういう事柄について長官はどういふ御見解を持たれるか。事柄がなか／＼重大なやうでございませうので、一応お尋ねしておきたいのであります。

○高橋(衛)政府委員 ただいまのお話

はずいぶんひどいお話のようでありまして、私共は先般神戸にも参りまして税務署の状況も見て参りました。今まで神戸の税務署は率直に申し上げまして、執務体制が最も悪い部類に入つておつたのであります。職員の仕事のやりぶりが秩序が立つていなかったという点におきまして、私どもが最も遺憾に考へておつた税務署であつたわけでありまして、従いまして昨年中ごろから、何とかしてこの執務体制の改正をして、ほんとうに公平な課税ができるように、公平な課税をするためにはどうしても税務署の職員が一致協力して、ほんとうに正確な調査をして差上げることではなければいけないと思ひます。また同時に納税者に対して親切にやつていただくという建前をもつて、それ／＼指導して参つたのであります。先般行つて参りましたけれども、庁舎も実にきれいなつておりますし、また机の配置その他署員の態度等も、私ども見ましたところ相当整然とし、またよくなつて参つたように見て参つたのであります。若い署員の中には、あるいはそういうふうな言動をなすものが絶無ではないとも考へるのではありませんが、そういうふうな問題につきましては、私ども常々そういうふうなことがないようにということに厳戒して参つておりますので、そういう事柄も十分伝えまして、今後そういうことがないようにいたしたいと考へます。ただ親切ということと公平ということとは全然別の問題でありまして、どこまでも納税者の実際の所得額を把握いたしまして、それによつて公平な課税をして差上げるといふことがなければならぬのであります。

いたずらに税額を少くするということには、かえつて不公平でもあり、国民に對して不親切な態度であると、私は確信いたしておる次第であります。

○川島委員 税務官の徴税態度が、国の歳入をはかるために一応熱意を持つていふことはわれ／＼も理解ができて、しかしながらその熱意が度を越して、ただいまのような署長の言葉にありまして、たゞし、焼野原であつたことを思へば、税金が高いの商売が苦しいのと言ふ義理ではないというふうなことを公言いたしたり、はなはだしきは署員を指揮いたしますに、この民主国家、平和国家を目ざしておりまする日本の再建途上において、その署長たる人が、戦國配置につけの、突撃だ、出動だなど戦争用語を用ひなければ、一般の署員の指導ができないと考へておるようなことが事実であるとするれば、私は問題だと思ふ。どうぞこういう事柄について、機会がありますれば至急に御調査を願つて、しかるべき方途を講ずることこそが、その署長のためであり、一般神戸地方の国民の納税者のためにもなるのじやないか、かように思ひますので、十分御注意あらんことを強く希望しておきます。

遺憾なことでありますから、十分注意いたしたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 松永署長につきましては、私自身もよく存じておるのではありませんが、非常に熱心な方であり、また表現の上手な方ではございますが、あまり表現の上手な方ではございませんので、おそらくはそんな用語を常時使つてゐるとは私は信じられなものであります。しかしながらもしもそういうような皆さん方に誤解を起させるような用語を使つたり、また態度があるとするれば、これははなはだ

○小山委員 大体所得税を中心としてお尋ねいたしますが、まず二十五年年度の税収予算に見積りました各税でありまして、この税は国民所得から見てぎりぎり一ぱいに見えておりますか。若干の余裕を持つて見ておりますか。それをお願いします。

○平田政府委員 所得税の見積りにつきましては、先般お手元に詳しい資料をお配りしまして、御検討を煩わしておるのでございますが、大体昭和二十三年年度の課税実績をもとにいたしまして、それから生産、物価あるいは能率等を加味いたしまして、適正な増加歩合を乗じまして所得を算定して、それに新税法を適用いたしまして税額を計算いたしたのであります。その生産、物価、雇用賃金、これを調査する方は、大体におきまして国民所得と同じ方法を用ひております。ただ技術的に若干国民所得の場合と、課税の所得の計算の場合と違ふ点がございまして、こういう点につきましては若干調整を加えております。それから国民所得は一律に九月の物価水準をとつておるのであります。税の見積りにつきましては、食糧特別会計におきましてすでに農産物については一定のパリティーを予想しておりますので、農産物の見積り等についてはパリティーを前提にいたしまして物価を見ております。若干そういう差がございまして、大体においては国民所得の伸びし方と同じ方向で見えておるのでございます。しからばその国民所得の／＼見ておるかとお申しますと、決してそうではござ

○小山委員 二十三年年度の課税実績が基準になつてゐるものであります。二十三年年度の課税実績というのは、一般に非常に苛徴課求であつたと言われどつた課税実績ではないかと思ふのであります。そういういたしますと今度の税収予算の見積りというものは、相当ぎり／＼一ぱいまで見てありはしないか。この点についてはいかがでございますか。

○平田政府委員 二十三年年度をもとにいたしたのでございますが、一番確実な資料として私どもは、私どもはやはり課税で実際に把握したものを、それをもとにするのが一番確かでありまして、それ以外に実はよるべき資料がないのでございます。従いまして将来の予測は今申しましたように、一定の指数を乗じまして予測するわけでございまして、基礎をいたしましては実績をもと

○小山委員 この税収予算は一般の予算と同じように、昨年の九月の物価が横ばいものとして組んであるということとは、きのうの御答弁であります。ところがその後に御答弁は低下したし、相当な滞貨が出て参りましたし、それから現象面としては貿易は不振になつてゐる。中小企業は金詰まりのために相当の倒産数を見てゐる。従つてまた失業者もふえてゐるでありまして、滞貨やその他の関係によつて売上げ収入は相当減つてゐると思へばならぬ。そういういたしますと、これらのものを総合して考へると、所得税、法人税、附加価値税、住民税というふうな収入を土台としたところの税金は、その後において相当変化してゐないかという感じが受けるのであります。この収入見積りが九月の物価が横ばいものとして立ててあるとい

にすることが一番よろしかろう、かやうに考へてゐる次第であります。

○小山委員 そうしますと、相当これは各人の所得々々にとつてみれば、ゆとりを見てこの税収は見えてある、こういうふうな解釈してよろしうござい

ますか。

○平田政府委員 ゆとりを見てというお話もちよつとはつきりしないのでございまして、従来からの課税実績をもとにいたしまして、それに対して生産、物価、賃金、能率等の関係を考慮しまして、二十五年年度に課税すべき所得が幾らふるだらうか。それを見積りまして算定いたしたわけでございまして、私どもとしましては新税法のもとにおきまする歳入見積りとしては極力的確を期した、かやうに申し上げてよいと思ひます。

○小山委員 この税収予算は一般の予算と同じように、昨年の九月の物価が横ばいものとして組んであるということとは、きのうの御答弁であります。ところがその後に御答弁は低下したし、相当な滞貨が出て参りましたし、それから現象面としては貿易は不振になつてゐる。中小企業は金詰まりのために相当の倒産数を見てゐる。従つてまた失業者もふえてゐるでありまして、滞貨やその他の関係によつて売上げ収入は相当減つてゐると思へばならぬ。そういういたしますと、これらのものを総合して考へると、所得税、法人税、附加価値税、住民税というふうな収入を土台としたところの税金は、その後において相当変化してゐないかという感じが受けるのであります。この収入見積りが九月の物価が横ばいものとして立ててあるとい

ますか。

うことから、その後におけるい／＼な現象、これらを考えた場合に、これらの見積りだけの税収をとれる確信があるかどうか。この現象と照し合せての政府側のお考えを伺いたいのであります。

○平田政府委員 お話の通り、実際の物価等は大体九月の水準が横ばいというところで、予算全体を見る方針で参つていまして、従いまし得計算におきまして、二十三年度と比較した場合において、二十三年度の物価レベルと九月水準の物価レベルと、その比較指数と申しますか、その指数でやはり所得の増減があるものとして計算いたしております。そういう意味におきまして、もしも将来物価の水準が相当下落するということになりますと、あるいはここに見積つて数字にむりなところが出て来るのではないかと私は思いますが、その点につきましては大臣も前々御説明いたしましたように、若干の波動はあろうが、政府としてはあくまでもデイス・インフレの線を堅持しまして、大体において横ばいするという方向で行くという建前になっておりますので、現在のところ私もとしましては、やはりそういう見積り方法をとるのが一番正しい方法ではないかと存じます。もしも情勢がかわりますれば、かわつた数字によりましてあるいは見積りがえをするということが出て来るかもしれないが、今のところは今申しましたような考え方でいってまいります。

○小山委員 場合によつてはこの税収は見積り過大となる可能性があるかもしれない、こういうような答弁と解釈いたします。さてそこで今度は国税庁

長官にお伺いいたしますが、国税庁としてはこの見積りの範囲内であろうというのであります。それともいつも長官のおつしやるように、税法の定めるところによるのであるという態度で行かれるのであります。今度の予算の執行という面からいつて、長官としては一体どちらに重きを置いて考えておられるか。

○高橋(衛)政府委員 私どもはもちろんこの予算の見積りが相当合理的な根拠に基いてなされておりますので、先ほど平田政府委員の申しました通り、物価の水準、生産の状況その他が大体予想された程度であるならば、その収入が入ることは当然であると思ひます。しかしながら私どもの立場といたしましては、どこまでも各税法の定めるところに従つて、収入目標というものを立てずに、結果としてどうなるかという予想はいたしませんけれども、収入を上げなければならぬという建前のもとに税を徴収する考えはないのであります。従つて私どもの本旨とするところは、どこまでも税法に忠実に、税収が予算よりも増減するということに関係なく考えて行きたいと考えている次第であります。

○小山委員 国民が今ひそかにおそれているところは、税法の建前において税率は安くなつた。しかしその税の根本でありますところの所得の算定において水増しの査定をされて、結局は税法によつてきめた税率が下つたという結果にならないようなことになるのではないだろうかということが、国民の言はず語らずのうちに一番おそれるところであらうと思ひのであります。そこで今度は税法においては、青

色申告用紙制度を使つておりますが、これは納税者のうちから言えば、昨日国税庁長官が申されましたように、ごくわずかの人がしか使えない。大部分の中小企業者あるいは農民、これらの人はこの青色申告用紙は使おうと思つても、政府のきめた通りの帳簿をつける能力もなければ、またそれだけの力もないし、事実経費も非常にいりましようしいたしますから、実際問題としてこの青色申告用紙というものは、法律の上には載つていなくても、それを利用し得る人はごく一部のみにすぎない。そういったことは、やはり従来通りこの査定というものは、税務署長が最終的に決定することになるのであります。この場合の外形標準というものが、今までのようにただ税務署長の手心その他によつてきまるのではなくして、相当客観的な状態のものにおいてきまるように、外形標準のきめ方といたしまして、それが今度の税法の中には出ておらない。これについてはどういうふうな御構想をお持ちになりますか。

○高橋(衛)政府委員 繰返して御説明申し上げました通り、水増しというやうなことが、税法の最も忠実な実行に障害がある事柄でありますし、また負担の公平を害する事柄でありますので、絶対にこれを避けて行きたいと考えておる次第であります。またそういうふうな査定をいたします際、または更正決定をいたします際の基本となるべき外形標準と申しますか、いろいろな標準につきましても問題は、各地によつて事情によつてそれ／＼違ふべきはずでございますが、私どもといたしましては、先ほど御説明申しました監督官の活用並びに国税庁の各職員、または国税局の各職員によつて、個人所得につきましては、ランダム式にいろいろの例を摘出したしましてそれらの調査をし、その実績によつて各税務署におけるところの課税が適当であるかないかという監査を、今後漸次拡充してやつて行きたいと考えております。

○小山委員 外形標準はむしろ科学的に行わなければならぬのであります。ただただ勘でもつてこれをやられては非常に困るのであります。たとえば農村のような場合には、国家が補助を出しても、各町村なりあるいは大きな町村であれば、その部落々々に相当な人間を置きまして、そこでその部落な部落の收支のぐあいを的確に把握して行く、そしてそれを引伸ばして行くというふうな方法はないのであります。

ましては、先ほど御説明申しました監督官の活用並びに国税庁の各職員、または国税局の各職員によつて、個人所得につきましては、ランダム式にいろいろの例を摘出したしましてそれらの調査をし、その実績によつて各税務署におけるところの課税が適当であるかないかという監査を、今後漸次拡充してやつて行きたいと考えております。

○小山委員 外形標準はむしろ科学的に行わなければならぬのであります。ただただ勘でもつてこれをやられては非常に困るのであります。たとえば農村のような場合には、国家が補助を出しても、各町村なりあるいは大きな町村であれば、その部落々々に相当な人間を置きまして、そこでその部落な部落の收支のぐあいを的確に把握して行く、そしてそれを引伸ばして行くというふうな方法はないのであります。

○高橋(衛)政府委員 御質問の点は、主として農業所得に関するものであろうかと存ずるものであります。二十四年度におきましては、大体納税者の数を私ども三百三十万程度と考えております。そのうち約十萬軒の農家については、確実な基準となるべき調査を各所得、收穫並びに経費について調査をいたしておるのであります。その十萬の農家を選定する際には、無作為抽出法と申しまして一定の法式があるのであります。つまり最も標準的な、しかも主観のまじらない、ほんとうに標準となるべきものを抽出するという一つの方法であります。その無作為抽出法に基きまして、十萬の農家の選定をいたしました。その調査の結果を標準

準率に持つて来て作成しておるのであります。その作成の方法自体が誤つておりますと、非常に間違つたものができまうので、それらの点については、先ほどお話ししましたような方法によつて国税庁、国税局等において監督をして行くつもりであります。

○小山委員 今の人たちは十万人というのであります。十万人というところ、箇町村十人でございます。以上に関連してちよつとお尋ねしてみたいと思ひますが、以下若干農業所得に移ります。

農業所得については、これは主税局長でありますけれども、やみ収入というものをどのくらい見積つておられますか。

○平田政府委員 やみ収入というものは特別に見積つていないのです。大体二十三年度の課税実績をもとにしまして、マル公と実効物価とある程度ウェイトをつかまして、それ／＼伸ばしておりますから、そういう面につきまして、現実にかく農家に収入があることがわかつた場合におきましては、その収入は課税するという方針にいたしておりますから、入つておることは事実でございますが、幾ら入つておるかというところは、特別に計算して見積つておるわけではございません。

○小山委員 それからやはり農業所得であります。農民が自家用として栽培しておるお茶だとか、あるいは果樹というふうなものに課税をしておるようでございますが、これが全部売られてある場合には、むしろ課税しなければなりませんけれども、大体畑の周囲あるいは宅地の周囲にあるお茶、あ

るいは宅地の中にあるかきの木とか梅の木というようなものに対して課税するというのは、あまりに苛徴請求のようない感じがいたしますが、この点についてはいかがでありましょうか。

○平田政府委員 税法の理論から行きますと、農業所得につきましては、收穫しましたあるいは採取しました農作物その他一切を収入と見て、経費を差引くということになっておりますので、りくつを申し上げますと、実は何でも所得になるわけでございます。ただ実際はあまり零細なものを一々おつけまわして、かえつて手数倒れになる、あるいは今のお話のようにとんでもない常識はずれになるといったようなことになるのは、やはりある程度避けなくてはいかぬと考えるわけでございまして、具体的な方法をどうするかというところは、場合によつては問題があるかもしれないが、大体考え方をしましては、今申しました考え方と運用上よろしく努めるようにしたらどうか、かように考えます。従いましただだ一律にかきの収入とかお茶の収入は見ないとか、そういうわけにも行くまいと思ふのですが、実情に応じて運用の適切をはかつてやつて行きたいと思ひます。

○小山委員 これは高橋長官の方の役目のようでありまして、実際われわれの方の農村におきましては、税務署長が最後に使う手はこれなんです。自分たちの思つた通りの税収が上らないときには、お前の屋敷の中にかきがある、あるいはお前の木が何本あつて、それが幾らなつておるはずだから幾らだ。税務署の収入のつじつまを合せる

ときに使う最後の手として、これが使われるのであります。こういふような手を使われますと農民は非常な苛徴請求を感じる。大体これは金になつていない。幾らかでも金になつておるならいいけれども、金になつていないもの、税法の理論に従つてこれで行かれるというのになつておると、非常に税というものの対して疑いを持つて来る。それで自家用として栽培しておる程度のものはよろしいというふうな、一般的な方針を指示されるわけには参りませんか。

○高橋(衛)政府委員 先ほど主税局長からも御答弁申し上げました通り、理論上はどこまでもこれははつきりした収入であり、それから必要な経費を差引いたものが所得とならざるを得ないのであります。従つて全般的に、たとえば自家用蔬菜等につきましても全部所得に見ておるような状態でありま。これは都市と農村等との権衡をとるといふふうな事柄もございまして、またはそれと果樹等につきましても、主産地としない土地との権衡をとる必要もあるかと思ひますが、この家は売らぬといふことを区分することとあわせて困難でありますので、きわめて零細な者は、そこまでは追究しないようにというふうな心持は持つておりますけれども、しかしながらできただけ捕捉し得るものは漏れなく捕捉して行くということが現在の税務行政の建前となつております。

○小山委員 税務行政の建前でもあり、法律上もそうでありましようけれども、大体お茶にしても、かきや梅にいたしましても、それが販売市場に出ておるところと出ておらないところ

は、おのずからわかるだらうと思ふのであります。販売市場に出ていない、ただ畑のあぜの周囲に若干あるとか、あるいは宅地の周囲に若干あるとかいう程度のものを収入として見積りの基礎として行くということが、苛徴請求になりはしないかということでありまして、そういうような点は実情に即してやられるような指示をいたしていただきたいというのが希望なのであります。

○高橋(衛)政府委員 宅地によつて非常に事情が違ふかと思ふのであります。たとえば畦畔に豆を植えておるといふようなところにおきましては、豆の收量というものはやはり標準の中に組み入れて考へておるのであります。が、そのかわり畦畔に豆を植えられたということは、米自体の收穫量は幾分減るという結果を来さざるを得ないと思ふのであります。また果樹等におきましてもお話の通り、市場に出ておる地方とおらない地方は相当にはつきりわかるのでありますけれども、しかしながら自家用蔬菜を見ても、同じようにその土地において売るといふ方々もありませんので、ある程度以上の果実の収入があり、收穫があると思はれる方については、やはり所得に算入することが公平を得るゆえんじやないかと考へております。

○小山委員 ただいまの希望を開陳いたしましたので、実情に即してぜひ御考慮を願ひたい。

○平田政府委員 外国人にも適用にな

ることは当然でございますが、外国の軍属は今日が占領下に置かれておりました、特殊の関係がありますから、占領軍に属する軍人、軍属には税法が及ばないと解釈しております。

○小山委員 次に改正になりましたものを見ますと、一時居住の外人が会社法人から利益の配当あるいは剰余金の分配を受ける場合には、課税をしないということになつておるようでありまして、これはどういふ趣旨でありますか。

○平田政府委員 一時居住という意味はどうかわからないのですが、配当所得につきましては今回全面的に源泉課税をやることにいたしましたわけでありまして、従いまして制限納税義務者が外国人が日本の法人から配当を受ける場合にはおきましても、配当所得に対する源泉課税はいたしません。従いまして第一條の制限納税義務者の納税所得から排除してもよろしい、排除しなくちやいかぬということになつたわけでございます。さういふ改正でございます。

○小山委員 そうすると、その人たちはその限りにおいては全然課税を受けない、こういうことでございませうか。

○平田政府委員 国内に住んでおる一般の納税者も、配当については源泉課税を受けませんので、日本の法人から配当を受けまする場合の外国人が、配当の課税を受けないのも当然だと考へております。

所得税をも課するのである、こういう趣旨でありますか。

○平田政府委員 今回譲渡所得につきましては課税の建前を相当かえまして、今までは御承知の通り譲渡所得は現実の資産を売却譲渡した場合においてしか課税してなかつたのであります。が、今度は相続譲渡等の原因によりまして、ある所得者から他に所有権が移転したような場合におきましては、その機会をとらえて譲渡所得税を課することにしたわけでありまして、たださういふいたしましたといひましても、あまり零細なもので、一々課税するのは必ずしも負担の実情に即しませんし、また実際問題としても評価その他困難な問題がございますので、ここで一種の免税点を設けまして、相続の場合は三十万円、譲渡の場合は一人三万円、それまでの財産を相続または贈與した場合は譲渡所得税を課税しない。かようにいたしましたわけでありま。

○小山委員 そこでさらに年三万円以下の贈與についてはこれを適用しないのであります。その場合に毎年々々三万円ずつ贈與して行くといつた場合に、二百万円にならうが、三百万円にならうが、これは税金をかけないといふことになるのでしうか。その場合に贈與税との関係はどうなりますか。つまり贈與税は一生を通じて十五万円というのになつておるから、三万円ずつのものが毎年々々累積して行つて、十五万円以上になつた場合には贈與税はかかるのかという趣旨であります。

○平田政府委員 贈與税の方も同様で、一年中同じ人に対して三万円以下である場合は、贈與税を課

税いたしません。所得税におきましても同様に課税しない建前になつております。

○小山委員 確かめておきますが、毎年三万円子供に贈與して行く。そうしてその累積が幾らになろうとも毎年三万円以下の分については課税いたさないという趣旨でございませうか。

○平田政府委員 その通りでございませう。

○小山委員 第六條の七であります。農業災害の補償金は、これは損害保険金でありますか、あるいは課税の対象になりますか。

○平田政府委員 農業災害保険の保険金は、やはり一種の災害保険と解釈いたしております。その保険金が一時所得に該当するような性質のものでございませうれば、これはやはり第何條でしたか、非課税の規定に該当するものと解釈しております。

○小山委員 これは八條と十條と別でありますけれども、ついですからお尋ねします。不具者というのは盲だけがここに出ておりますが、実際これが政令その他でできるときにはどういうふうに考えておりますか。つまり不具者というのは、その人たちが精神的負担を受けることが多いから、扶養控除をやろうとするのか。あるいは肉体的障害があつて十分な収益があがらないというので、課税の控除をやろうとされるのか。それによつてこの範囲が違つて来るのだらうと思ひますが、どういふものを予定されておりますか。

○平田政府委員 不具者の範囲は、具体的にはなるべく施行政令で詳しく書きたいと思つておりますが、今のところ大体心神喪失の常況にある者、盲、

つんぼ、おし、その他重大な障害を受けまたは不治の疾患にかかつて常時介護を要する者、こういう者を大体不具者として規定したらどうだらうかと考えております。

○小山委員 第十條の關係でありますけれども、附加価値税というのは地方税に出て来るのであります。これは必要経費として控除するものに入りませうか。

○平田政府委員 附加価値税は当然必要経費として控除いたします。

○小山委員 そうなると、附加価値税の場合にまた問題になります。附加価値税は消費者に対する転嫁が非常にしにくいのではないかと感じがするものであります。それと關係はありますけれども、この附加価値税が累積して行つて、それが必要経費になつて来るということになつて、その翌年の所得税、法人税に影響するということも考えられませんか。

○平田政府委員 現在も地方税でありますところの事業税は、所得の計算上必要経費に算入しております。その事業税と附加価値税と置きかわる關係になりますので、お話のような点はなかりうかと思ひます。むしろいつか申し上げましたように、附加価値税の方は従来の事業税に比べて、個人業者の場合には負担額が相当減るようになりませう。それでその経費も少くなつて来る。それだけ中小小工業業者の方は、附加価値税は容易になつて来るのではないかと考えております。

○小山委員 逐條になつてはなはだ恐れ入りますが、第十條の三から六にかけては、実にわかりにくい條文でよく説明ないのであります。この資産の

譲渡所得というのは、実際の収入が再評価額を越える場合、その超過額について生ずるものでありますけれども、この場合の再評価額というのは法定の価格でありますか。それともやはり個人が自由に設定したところの価格でありますか。

○平田政府委員 資産再評価表を問もなく国会に提案いたしまして、御審議を煩わす所存であります。原価計算につきましては原則として任意にいたしておりますので、一種の最高限の範囲内におきまして各納税者が具體的に再評価したようになる。それに反しまして自家用住宅、土地、株式というような資産につきましては、もつぱら譲渡所得の課税上問題になりますので、この方はむしろ資産再評価法で再評価したものとみなす規定にしております。従ひましてこの方は納税者が任意に再評価する、しないという問題ではありませぬので、法律上定められた再評価額でこの基準をきめるわけでありませう。しこうしてその再評価額を越えて譲渡した場合だけは譲渡所得がかかる。それ以外の部分につきましては六％の再評価額がかかる。もちろん再評価額よりもはるかに低い価格でしか売れなかつた場合におきましては、現実売つた価格と前の取得価格との差額の六％に對しまして再評価税を課税する。かような關係に相なるのでございませう。なおこの辺の關係は相當でございます。

○小山委員 ぜひとお願いいたします。十一條の三によりまして震災、火災、

風水害の場合の負担額を控除することになつておりますが、一体この算定をどういふ方法でやりになるつもりでありますか。つまり損害の査定であります。査定のいかんによつては、この法文は實際問題としてあつてもなきがごとしというところになるのであります。この査定についてはどういふ方法でやれるのか。あるいはほかにどこか條文があるのを読み落しておるのかもせれません。

○平田政府委員 損害額の査定はさぶるむずかしい問題でありますので、従来はなか／＼こういう規定を入れる段階にまで参つていなかったものでございませうが、しかし何としても所得税の公平が第一義であるという意味で、かような規定を設けることにいたしましたのでございませう。建前といたしましてはやはり災害を受けた直前の資産の時価を調べまして、全部滅失しました場合にはおきましては、おむねその時価は損害額と見るのが当然だと思ひます。毀損しましたような場合におきましては、災害後の時価をやはり調定いたしまして、災害にかゝる前の時価と災害を受けた後の価格との差額が損害額、これが原則だらうと思ひます。具體的にはそれ／＼納税者の出した資料等に基づきまして、やはり第一線の税務官庁におきまして適正な価格を査定して行く、こういうことになるよりほかにないのではないかとと思ひます。なほ非常に小さい多数の納税者の場合におきましては、また一定の簡便を標準的な方法も少し研究してみたらどうかと思ひますが、これは御指摘の通りはなはだむづかしいことでありますので、われ／＼としましては極力的実

をはかつて行くよう努力をいたしたいと思ひます。

○小山委員 これは私どもの南九州は台風の進路に當つておりますので、毎年起きる問題でありますから、よほどこれはしつかりした損失の査定の方法をきめておいていただかせんと、實際問題として空文に終つてしまひそうなのがするものであります。この損害があつたか否かというところは本人の届出によるわけでありませう。

○平田政府委員 もちろん第一は申告で、申告の際にこれによります損失額が幾らあつたかを出させるわけでありませう。それが最初の基準になるわけでありませう。

○小山委員 それはたいへん問題です。申告のときまでその損害の査定を待つておるのでは、証拠は隠滅してしまつて何にもわからなくなる。ですから災害の直後にこれを調べる方法を講じていただかないと困るのであります。

○平田政府委員 もちろん實際問題といたしましては、お話のようなこともあわせまして適正を期する考えであります。

○小山委員 最後に、これは国税庁長官の方か主税局長の方か知りませんが、取引所に上場な株式の評価方法というのがいろいろ問題になるのです。従来の考え方によつてこれをやつておる。ところが取引所に上場されておる株式は何によつて評価するかと言いますと、その会社の積立金なり、そういうものももとよりであります。損益が向上するか下向するかというところが最も大きな要素になつて参りま

す。そこで取引所に上場なき株式の評価方法というものは、国税庁の内部においても一定されておるべきものであると思うのでありますけれども、私が従来知つておる範囲内では、積立金と拂込み金額を、ただ算術的に計算した方法でやつておられる。その後かわりましたかどうか知りませんが、取引所に上場なき株式の評価方法について現在のやり方をお教え願いたい。

○平田政府委員 取引所に上場されてない会社の株式の評価は、お話の通りなか／＼むづかしい問題であります。

いつも税務官庁におきまして、この適正な評価には骨を折る一つでございますが、基本原則は会社の資産はやはり株主のものでございますから、なかなか上場されてないような同族会社等の場合におきましては、さようなことが強く言い得ると思うのであります。従いまして会社の正味資産を調べるのであります。つまりあらゆる積極財産につきまして、時価で評価をいたしましたプラスの財産から負債を差引きまして正味資産を調べまして、その正味資産が一株当たり幾らになるか、それを調べまして、その株に乘じまして財産額を計算するのが一般の原則であります。ただししかしそれによりまして、お話のように一般の上場株等はかりに正味資産で計算しまして、一株当りに見ました場合に相当低い場合があるります。従いまして株主が相当多数いるような会社でありまして、しかも上場されてないといつたような場合におきましては、ある程度売実例というものがござります。従いましてその売実例等もできる限り集めて調べまして、それらも十分参考にして適

正なる評価をする、そのようないろいろな見地から、極力適正をはかることにいたしておるのでございます。なおまた、さらに今申しましたような方法で、はたして適正かどうかかわらないといつたような場合におきましては、収益の状況がどうか、将来の見通しはどうかといつたようなこともあわせ考えまして、でき得る限り適正な評価をすることに努めるほかはないと思ひます。これは今度の富裕税の分に關しまして、一定の評価方法を研究してみたのであります。一律にやりますとかえつて適正を欠くおそれがありますので、その辺のところは今申しましたようないろ／＼な方法をあわせ用ひまして、極力評価の適正を期して行きたい、そういう意味で規定は設けてないのであります。個々のケースにつきまして、今申しましたい／＼な方法をあわせ用ひまして、評価の適正をはかつて行くように努めたいと思つております。

○小山委員 問題は高橋長官の方に行きそうありますが、取引所の上場株式の評価はおそらく今度の富裕税のときには、一番問題になつて来ると思ひます。それで株式の評価方法は、今の総資産から総債務を引いたものを株式で刺るという機械的なことでなしに、同種の株式がある場合にはそれと比較衡をとる。上場された株式と同種のものは、それを比較衡をとるといふ方針だけは、国税庁できめていただきたいと思ひますが、いかがでありますか。

○高橋(衛)政府委員 先ほど主税局長から御答弁申し上げました通り、非常に困難な問題であります。ただいま

のお話の同種の企業であつて、取引所に上場のある株と権衡をとつて、そして推定をするということも一つの有力な資料であらうかと思ひます。
○前尾委員長代理 それではその他の質疑はあとまわしにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十三分散会